

平成25年6月定例会 県土整備委員会(付託)
平成25年6月21日(金)
〔委員会の概要 県土整備部関係〕

寺井委員長

ただいまから、県土整備委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

これより、県土整備部関係の調査を行います。

県土整備部関係の付託議案については、先の委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】

- 「特定活断層調査区域」の指定にあわせた「市街化調整区域の規制緩和」について(資料①)
- 本四高速道路の料金の動向について
- 湧水への取組について

中内県土整備部長

それでは、3点御報告を申し上げます。

第1点目は、特定活断層調査区域の指定にあわせた市街化調整区域の規制緩和についてでございます。

お手元の資料その1を御覧ください。

1 規制緩和の背景でございます。

命を守るとくしまゼロ作戦条例に基づき、現在、特定活断層調査区域の指定手続が行われておりますが、この度、この調査区域指定にあわせた、市街化調整区域の規制緩和策を取りまとめましたので、その概要を報告させていただきます。

2 規制緩和の概要でございます。

特定活断層調査区域からの移転を推進するため、開発審査会への新たな付議基準を創設します。なお、詳細な内容については、次ページにお示ししております。

(1) 規制緩和の対象者でございます。

対象者は、条例の規定に基づき、調査区域内の、全ての建築物の所有者とします。

次に、(2) 規制緩和の内容でございます。

下の表を御覧ください。

①の一戸建て住宅の場合、現行では大規模既存集落の基準を適用するほかなく、農地転用後3年以上という要件が必要となり、また、②の工場や事業所など、一戸建て住宅以外の場合でも同様に収用対象事業の同一行政区域内という要件が必要となります。新規基準では、これらの要件を削除し、移転先の選択肢を大幅に拡大し、速やかな移転を可能とする大胆な規制緩和を行うこととしております。

3 今後のスケジュールでございます。

今後、関係市町の御意見や、パブリックコメントによる県民の皆様の声をお聞きした後、本年8月に開発審査会への諮問を予定しております。その後、8月30日の特定活断層調査区域の告示後、速やかに運用を開始いたしたいと考えております。

第2点目は、本四高速道路の料金の動向についてでございます。

配付資料はございませんが、去る6月7日、第10回国土幹線道路部会が開催され、高速道路における料金制度のあり方等についての中間答申(案)が示されました。この中で、高速道路の料金制度につきましては、安定的でシンプルな枠組とし、本四高速料金は、例えば、海峡部においては、他の区間と大きな料金差とならない水準とすることなどが示されたところであります。一方、料金割引につきましては、本四高速は、割引の縮小を図るとされ、地域間格差が残ることが懸念されます。そこで、6月11日、関係府県市と連携し、知事が直ちに上京し、国土交通大臣に対し、本四高速の料金について、陸上部はネクソコ普通区間、海峡部は伊勢湾岸道路と同等以下の料金水準とすること、割引についても、地域間格差のない利用しやすい料金水準とすることとの緊急要望を行ったところであります。今後、国においては具体的な制度設計に入ることとなりますので、引き続き、全国共通料金制度の導入に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

3点目でございますが、渇水への取組についてでございます。

配付資料はございませんが、那賀川水系においては、4月中旬以降の記録的な少雨の影響を受け、利水者の方々の御協力の下、再三にわたって取水制限を強化してきたところでございますが、一昨日からのまとまった降雨により、23.8パーセントまで低下していた長安口ダムと小見野々ダムを合わせた総合貯水率は、本日(6月21日)零時時点におきまして、42.5パーセントまで回復し、本日9時から取水制限が一次解除されてございます。

次に、勝浦川水系におきましては、今月初旬から農業用水及び工業用水の自主節水を実施しているところでございますけれども、4.4パーセントまで低下していた正木ダムの貯水率は、本日(6月21日)零時時点において、13.2パーセントまで回復してございます。

さらに、吉野川水系では、徳島用水において、毎秒4立方メートルの自主節水を実施しており、また、早明浦ダムの貯水率が60パーセント程度となる時点から第1次取水制限が開始されることとなっておりますが、65.5パーセントまで低下していた早明浦ダムの貯水率は、本日(6月21日)零時時点において、68.0パーセントまで回復してございます。

一昨日からのまとまった降雨により、各ダムの貯水率は回復しているところではございますけれども、引き続き、今後の天候や各ダムの貯水率の状況を注視しながら、那賀川渇水調整協議会等、関係機関と調整を図るなど、渇水対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

寺井委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

児島委員

久しぶりの県土整備部でございます。陳情等も何点か出ささせていただいておりますが、現在、継続という状況でございます。このうちの何点かと、大変お世話になりまして、いよいよ大きな予算ができました県南の高速道路の状況について、何点かお伺いいたしたいと思っております。

まず、高速道路でございますが、新聞等にも報道されておりましたように、自民党の政権が変わってから、県南の高速道路のために、7割強という例年以上に大きな事業予算もつけていただいたわけでありまして。そして、県南の大きな交通網となっております阿南道路の整備につきましても、さらに大きな予算が付いて、開通に至るまで、あともう一步というところでございます。これも一重に県当局をはじめ、国へ熱心に御陳情いただいた成果ではなかろうかと、本当に感謝をいたしておるところでございます。その中で、高速道路につきましても、地元の重清委員もいらっしゃいますが、本当に遅れておりました海部道路につきましても、この度、調査箇所ということで決定付けたわけでございます。これを機に、海部道路につきましても、日和佐道路に続く早期事業化に向けて、頑張っていかなければならないところでございます。

そこで、この高速道路につきましても、この度、国の予算が付いております箇所、それから推進状況について、何点かお聞きしたいと思っております。今年度は、阿南・徳島東間、阿南安芸自動車道については、それぞれ、桑野道路、福井道路に係る事業予算が付いておるわけでございますが、この中身について、まずお聞きしたいと思っております。

新居高規格道路課長

県南の高速道路等についての御質問をいただいております。

まず、国が新直轄区間として整備を進めております阿南・徳島東間についてでございます。ただいま委員からお話がありましたように、今年度は、約58億円の予算内示があったわけでございます。昨年は34億円ということで、対前年比、約7割増という大幅な事業費が確保されたということで、大きな事業進捗が図られるということでございます。

今年度は、どのような事業内容になるかということでございますが、まず、新直轄区間の中で、徳島東・小松島間につきましても、昨年8月までに全地区の設計協議が完了いたしまして、今年度から、いよいよ小松島市の江田地区で用地買収に着手する予定でございます。

それから、高速道路用地の埋立工事が完了しておりますマリンピア沖洲におきましても、今年度、用地取得に着手する見込みでございます。

それから、阿南から小松島間につきましても、平成23年8月までに全7地区の設計協議が完了しております。現在、用地取得及び工事が鋭意進められているところでございます。

まず、用地取得につきましても、平成20年度から県が用地の事務を受託して進めており

まして、小松島市内におきましては、約90パーセントくらいと、かなり進捗しておりますが、それに加えまして、昨年11月に阿南市の上岩脇地区の用地取得が、全て完了いたしました。

それから、土地の境界問題等で、若干、進捗が遅れておりました下大野地区につきましても、昨年12月から用地取得に着手しております。阿南市内の用地取得も着実に進捗してきているということで、阿南・小松島間の全体の用地取得は、約80パーセントということでございます。

それから、今年度予算につきまして、用地取得の促進だけでなく、工事も促進いたします。工事につきましては、用地取得が完了した箇所から順次、着手しております。新那賀川橋であるとか、小松島市天王谷地区の橋でありますとか、改良工事が完了しております。順調に進捗しておるような状況でございます。

それから、昨年12月からは小松島インターチェンジや田野トンネルの工事に着手するとともに、今年度、予算がかなり付きましたので、新たに3地区で工事が着手されるということで、阿南市上岩脇地区につきましては、改良工事、橋梁の下部工事、小松島の立江・櫛渕地区につきましては、圃場整備したところでございますが、地盤改良工事を行います。

それから、新居見地区につきましては、神田瀬川橋の下部工事に新たに着手する予定でございます。今年度、大きな進捗が図られるものと期待しております。

それから、桑野道路・福井道路につきましては、まず、桑野道路では、平成23年度から事業着手し、現地の測量や設計を進めております。今年度、いよいよ設計協議に着手する運びとなっております。それから、福井道路につきましては、昨年度に事業採択されまして、設計協議に向けた準備を今年度、進めるといった状況でございます。

児島委員

ありがとうございます。今の説明の中でもそうでございますし、地元からも陳情があるわけでありまして、その地点は、今の御説明の中でありました新那賀川橋であります。これについては、本当に前からかかっていたいて、現在できておるわけでありまして、その日亜化学側のほう、そしてまた、今、説明がありました阿南市の上岩脇地区においては、いよいよ用地取得もできましたので、スタートしていただくということでございます。ここで、やはり一番心配しておりますのが、いろいろな方からも御意見を聞いたのですが、「橋ができてはどうして進まないのか」ということで、この用地等で何か問題点があるのかどうか、また、せっかく国から予算を付けていただいておりますのに、着工が進まない理由はどういうところか。今後、早急にどういう対策を取っていくのか。この点だけお聞きをいたしたいと思っております。

新居高規格道路課長

今、委員から那賀川大橋前後の工事や用地取得が進んでいない理由についてということでございますが、まず、新那賀川橋の南側の下大野地区でございますが、実は、ここは一番最初に新直轄区間の中で設計協議が完了した地区でございますが、なかなか用地買収が

目に見えてこなかったと。その理由につきましては、境界の問題でありますとか、一部地図が混乱しているということでございます。

しかしながら、昨年12月から、一部ですが、用地買収に着手することができまして、昨年度末の時点で、3か月ちょっとの間に18パーセントまで進捗しております。それから、現在も鋭意やっております、特に、この6月は強化月間のようなところになっております、18パーセントから、できたらこれを倍増ぐらいできないかということで、現在、県が受託して、頑張っておりまして用地交渉を進めているところでございます。

それから、上岩脇地区につきましても、昨年に完了したわけですが、これも若干予算が伸びてこなかったということで、なかなか用地取得にも回ってこなかったという経緯もございますが、実際、用地買収に現に着手しますと、非常に速やかにできたということで、今年度は、先ほど御説明いたしましたように、上岩脇地区につきましても、市道の交差部のボックスの改良工事でありますとか、県道をまたぐ橋、それから北岸用水をまたぐ橋の下部工事でございますけれども、いよいよ着手するというので、今年度は工事なども目に見えてくるのではないかと考えております。

児島委員

ありがとうございます。上岩脇地区については、今、御説明いただいたので分かりました。やはり、下大野地区については、用地関係者との交渉がいろいろと行き詰まっていたと関係の方からお聞きいたしました。しかし、やはり道路というものは、いくら国に予算を付けていただいても、用地交渉が進んでいかないと、次に向かって進めないわけでありまして。以前にも申し上げましたように、徳島は、用地交渉がなかなか難しいというのが全国的にも一番言われているところでありまして、隣の香川県や高知県、愛媛等が先にできるというのは、そういった用地交渉については強制的にはなるんですけども、裁判を起こしてでもやるといったような形を取っておりますので、それがやはり公共事業のこういった道路関係が進む一つの点ではなかろうかと思っております。ですから、せつかく国の予算を付けていただいておりますから、これから早急にかかっていただきたいと思っております。

そして、何よりも、日和佐道路があの時点でできまして、それから前後して海部の今回の道路につきましても、やはりできるわけでありまして、そういった事業の進むところから積極的に進めていただいて、徳島市から県南の道路が、早く目標の年数に開通するように、御努力のほど、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。高速道路については、その点でおきたいと思っております。

続きまして、これもずっと陳情を続けてきております、県の南部運動公園跡地の整備についてであります。県の皆さん方のお力添えによりまして、野球の町・阿南を象徴する野球のグラウンド、これは本当に、各県から来られてもすばらしいとお褒めをいただくようなものができました。そして続いては、今年全国の大きな大会があるということで、テニス場につきましても、残る4面が完成したことにより、先般、8面全体が完成をしまして、全国大会を迎えることができるわけでございます。これは、知事をはじめ、関係の皆さん方に感謝をしております。

あと残るのが、これもずっと南部運動公園ができてから陳情させていただいているのですが、入り口ともなります運動競技場と中のサッカー場の整備が、やはり県の予算の関係もあるのでしょうか、いろいろな関係もあって遅れておるわけですが、この状況について、今後どのように取り組むのか。そして、南部運動公園は、新たに避難の場所とか自衛隊との訓練所とか、いろいろな計画も出ているようでございますので、その辺りを含めての南部運動公園の整備について、お聞かせいただきたいと思います。

九十九都市計画課長

南部運動公園の整備について、お答えさせていただきます。南部健康運動公園につきましては、県南地域の活性化に加えまして、県民の皆様が、スポーツ、レクリエーションに親しみながら、気軽に健康づくりをしていただけるということを目的として、整備を進めておりまして、今ほど委員から御紹介いただきましたように、これまでにJ Aアグリあなんスタジアム、多目的広場、それからテニスコートは、全部で8面を整備し、供用しているところでございます。

それから、南部健康運動公園につきましては、警察とか自衛隊の広域応援部隊の活動拠点の候補地としての位置付けもございまして、南海トラフの巨大地震をはじめとする災害発生に備えまして、防災拠点としての機能強化についても努めているところでございます。平成25年度からは、災害時には広域応援部隊の車両の周回ルートということにもなります園路の整備をしているところでございます。それで、お尋ねの陸上競技場については、今後、園路の整備が完了後、検討したいと考えております。

児島委員

今、御答弁もいただいて、検討というのはよく分かるのですが、やはり、大変な予算の中で、県財政もよく分かっております。検討というのは、まだ全然目標が立ってないということだろうと思うのですが、残された陸上競技場、そして、サッカー場というのは、また大きな避難場所として活用できる所なのですよね。そのような関係で、競技場としてはもちろんであります、そうした場所にも使っていただくということで、早急に整備を図っていただきたいと思うわけでありまして。

それで、やはり県財政が厳しい中で、これから各県のモデルになるような企業を含めて避難場所等を何か良い方法で整備ができないものかということで、私も常々、本会議で質問もしたことがあるのですが、やはりLEDの町、阿南であります。阿南市にとりましても、徳島県にとりましても、将来いろいろなかたちで支えていただくのが、まさしくLEDであると考えられます。私もいろいろな情報を得たのですが、運動施設で、LEDを使ったグラウンドは、まだ全国にもないようであります。その関係の方にも御相談しましたら、やはりLEDを使ったグラウンドは、ライトもそうでございますし、周辺を走る所の明かりもそうありますが、これから全国にLEDを深める上で、いろいろな意味でモデルになるのではないだろうかといったお話もございました。

そのような関係で、会社にはもちろん、まだそういった御相談はしていないわけござ

いますが、今おっしゃいましたように、これから避難場所として、また県南のいろいろなかたちで利用する運動公園でありますから、そういった点で、早く整備をしていただいて、グラウンドはもちろんでありますけれども、これからの県南の皆さん、阿南市の皆さんの避難場所として、有効に使えるようなかたちを早く取っていただきたいというわけでございます。この点につきましては、また陳情等を通じて要請をさせていただきたいと思っておりますので、どうかその点も考えていただいて、早急に、残る陸上競技場、サッカー場の建設に向けて、お力添えをいただきたいと思っております。

それから3点目、最後であります。これも陳情で出ささせていただいておりますが、継続ということでなされております。皆さん方に大変お世話になって完成しました、新しい那賀川町の自衛隊の前の県道であります。これは御承知のとおり、海に近く、いざ地震津波が起こると、今度の地震の見直しでは、その道路も、横の55号線バイパスもそういった水没の地域に入っておるわけです。そのような中で、自衛隊本体につきましては、当初、建築の途中からそうした津波対策も兼ねて、自衛隊の地区だけは、その庁舎内につきましては、道路など周辺の所から5メートルほど高く敷地を上げております。

そんな関係でも、10メートルを余る大きな津波が来ますと、やはり、自衛隊施設の1階も浸かってしまうような位置にあるわけでございます。そうした関係で、当初から申し上げておりますけれども、前の道路は通学路も兼ねておりますので、緊急時に、自衛隊の大きな車等が通った場合に、今の体制では非常に危険だということで、歩道を設置してほしいという陳情も兼ねて提出しておるわけでございます。今、申し上げましたように、将来、自衛隊自体がいざというときに出て行くことができないような道路であってはならないわけなのです。そのような関係で、自衛隊のほうからも十分言われておりますけれども、県当局も県道を生かすか、それともまた、今の県道ではなく、すぐに国道に出られる緊急時の道路を建設するか、そういった対応を早急に急いでいただかなければ、せっかく震災のためにお力添えになる自衛隊が、いざというときに出て行けないというような状況があるわけです。このような点を十分参考にしていただいて、県当局として、これからどうかたちで取り組んでいただけるのかをお聞きしたいと思っております。

神野道路整備課長

大規模な災害時の救援や救護活動などに、陸上自衛隊に活動していただくことは、大変重要なことでございます。一方、昨年10月31日に本県が公表いたしました津波浸水想定は、津波から命を守る津波避難計画の策定に資する、最大クラスの津波を想定したものでございます。そういったことで、最大クラスの津波を想定した道路のかさ上げといったようなかたちになりますと、多大な費用と時間を要する上に、また沿道の利用とか、国道55号線との接続等にも影響を及ぼしかねないということで、なかなか現状では難しいことではないかと考えておるところでございます。

児島委員

消極的なお答えですね。実際のところ、津波が起こって一番にお世話にならないといけ

ないというか、緊急に出動しないといけない陸上自衛隊が、入り口の前はもちろん県道なのですけれども、出て行けないような状況が、今、はっきりしている中で、県がそういった消極的な考えではいけませんよ。いざとなってから、早くあの道路を整備しておけば良かったというのでは間に合いませんよ。皆さんの命がかかっておりますから。去年、私も中四国の局長まで陳情に行きました。自衛隊当局は、「それは県のほうから要望を上げていただけるのであれば、予算はいつでも処置しますよ。自衛隊関連も協力しますよ」と。そこまで言っていたのですよ。しかし、少しも動かないではありませんか。

ですから、もし歩道ということで納得がいかないのであれば、陳情は出し直しをします。けれども、全県の皆さんの命がかかっている道の整備です。これについて、部長、どうですか。今のような消極的な答弁では困りますよ。県当局も、自衛隊当局とも協力しながら、その点については、頑張ります、やります、と。そこまで言ってくださいよ。どうですか。

中内県土整備部長

先ほどの話で、最大クラスの津波の浸水深に対する所では、そういったところがなかなか難しいという現状でございます。ですから、その部分については、やはり自衛隊の皆さん方は、救命救急に活動していただけるわけですから、そういった国道も含めて、さらにすぐに啓開できるような体制づくりをしていきたいと考えております。

児島委員

これは道路関係にしろ、何にしろそうなのですよ。県道に関しては、予算がない、厳しいというのは分かっています。そうした関係で、去年からずっと防衛省に、「自衛隊が出られなくては困るから、とにかく道路を整備してくれ」ということで陳情に行っていますよ。しかし、それを陳情する県側が、消極的ではだめだと言っているのですよ。これは、こういうふうに試験的にやるとか、方向付けについては我々としても一生懸命頑張りますよ。しかし、立地を担当している県当局のほうで、そんな消極的では無理ですよ。やはり、防災や地震のためにも、これから自衛隊が出て行くことができる道路については、県も全面的に協力します、一刻も早くお願いしますと、どうして言えないのですか。もう一回答弁してください。

中内県土整備部長

最大クラスの津波に関しては、県道だけではなくて、国道も浸かるということになりますので、そういった観点から、早急にことが起こった場合に使えるような体制にすべく、今そういった検討をしていきたいということでございます。

児島委員

分かりました。とにかくおっしゃるように、今の国道55号も、見直しの中で水域の中に入ってますよ。それは確かに、部長がおっしゃるのも分かります。しかし、やはり、国道にしっかり、県道にしっかり、一丸となっていなければ、そういった事業はできませんよ。実

際のところ、自衛隊だって防衛省だって、地元の要望だけで、県側の陳情がないというのではとてもできません。そんな甘いものではないですよ。国会議員さんだって陳情に行きましたよ。これはどうぞ県のほうから出してきてほしい、そのように言っていますもの。

もう一回、私は県当局に、この点に対して強い姿勢をとっていただくように、お願いしておきます。そのような動きがなければ、何回でも私はこの質問をしますから。よろしくお願いいたします。終わります。

川端委員

先ほど特定活断層調査区域の指定に伴った市街化調整区域の規制緩和の説明を、部長さんからいただきましたが、何回聞いても分かりにくい話ですね。そこで、基本的な部分をまず確認させてもらいたいのですが、これは「命を守るとくしまゼロ作戦条例」の中にあって、この条例の対象とするものは、津波を伴う、いわゆる東海・東南海・南海の3連動地震と、鳴門から池田、そして、愛媛県までずっと通っている活断層ですね。この両方が対象になっていると思うのですね。

土地利用規制を伴った条例ということで、全国からも大変注目されていると思うのですが、この条例の中で、この浸水を伴うエリアの土地規制の仕方と活断層上の土地利用規制の仕方とはどう違うのか。全く同じなのか。この辺りについて、お願いします。

九十九都市計画課長

命を守るとくしまゼロ作戦条例における土地利用規制の緩和についてでございますけれども、私ども都市計画課で開発許可を担当してございまして、市街化調整区域を中心に、開発許可の制限をしてございます。

今回の条例において、危険性のある区域から安全な区域への移転について、土地利用規制の緩和をする対象といたしまして、一つは条文でございましたが、条文第52条の4項目に、津波災害特別警戒区域からの移転の場合に、緩和を配慮すると定められております。もう一つが、この5月12日に公表されて、今度8月に施行される予定の中央構造線の特定活断層調査区域からの移転についても、条例の第57条の3に、規制緩和に配慮すると定められておりまして、その二つの危険性のある区域からの移転について、条文で規制緩和を配慮するというようにされております。

川端委員

その辺りまでは、私もそのとおりでないと理解はしているのですが、活断層上の対象となる施設が、いわゆる避難所や災害時に救助の拠点となるような病院などの特定の施設が対象になっていると思うのです。それに対して、この津波被害のエリアについては、それだけではないかというイメージで捉えているのですが、この津波の場合と活断層の場合で、対象となるものの違いはどのようなところですか。

九十九都市計画課長

まず、中央構造線の特定活断層調査区域は、この5月12日に既にその区域が公表されて、今後8月に施行される予定でございます。一方、津波に関しては、津波防災地域づくり法という法律によりまして、津波災害特別警戒区域というのがございますけれども、こちらは、まだ指定をされておられませんので、津波災害特別警戒区域については、まだ今の時点ではどうなるか分からないという状況でございます。

川端委員

それは分かっているのです。活断層のほうでは、一般の住宅は、移っても移らなくても、ある程度、自由だと。そして、新たに避難所になるとか、医療の拠点になるような病院であるとか、対象となる特定の施設がはっきりしています。一方で、オレンジゾーンのほうは、その中のそれぞれの個別の施設等の規制については、まだあまり伝わってこないのですが、これについては、どのようになっているのですか。

九十九都市計画課長

津波防災地域づくり法に基づく津波災害特別警戒区域、いわゆるオレンジゾーンについてでございます。この区域内におきましては、病院や社会福祉施設などが津波を避けることができるように、居室、建物の床の高さが津波高の水深以上となることを求めるよう、今後、指定することとしてございます。ですから、どのようになるかという詳しい状況は、まだ分からないということでございます。以上でございます。

川端委員

私もそのように理解しているものですから、改めて確認をさせていただきました。まだ決まっていないということですね。そうしましたら、先ほど説明をいただきましたけれども、この土地利用の規制緩和というのは、今後、土地利用の規制をされた方が移るときには緩和されるという意味ですね。土地利用規制というと、それだけでそれぞれ事業所や個人の権利を奪ってしまうというイメージが強い。ですから、そのようなことは震災から命を守るために必要ではあっても、なかなか厳しい面ばかりが出てくるのだけれども、それに対して、そういう方たちが移る場合の規制緩和は、非常に重要だと思います。そこで、こうしたことを県民の皆さんが誤解することがないように、また、前向きに捉えていただけるようにする必要があると思うのです。それには、この内容をしっかりと県民に分かりやすく伝えていただきたいと思います。

今日、部長さんからお話のあった、この度の規制緩和に向けたいろいろな説明にしても、たくさん用語が出てくる。例えば、市街化調整区域とか、市街化区域とか、この話を聞いただけでは、一般の人は、どちらがどういうものなのかさえ分からないという状況なのです。ですから、よっぽど県民の皆さん一般に広く周知をしようと思ったら、一つも二つもアイデアが要るのではないかと思います。この辺りは、ぜひしっかりとやってもらいたいと要望をしておきたいと思います。

先ほど部長さんから報告があった、市街化調整区域の規制緩和の内容について、もう少

し詳しく教えていただきたいと思います。

九十九都市計画課長

先ほど部長から御報告させていただきました、市街化調整区域の規制緩和について、御説明いたします。部長報告と少し重なる部分があると思いますが、今回の規制緩和につきましては、都市計画法において、原則、開発行為を制限しております市街化調整区域への移転に際してのものでございます。

まず、緩和の対象につきましては、命を守るとくしまゼロ作戦条例の第57条の3項にも明記されておりますとおり、特定活断層調査区域内の全ての建物の所有者を対象としてございます。それで、具体的な規制緩和の内容でございますが、まず、移転先につきましては、特定活断層調査区域、いわゆる条例で規制の対象となっているような区域など、危険性のある区域については、当然のことながら除外させていただくということ。それからまた、優良農地など積極的に保全すべき土地も除外することを前提としております。その上で、個人の住宅であります一戸建ての住宅の場合につきましては、現行の付議基準の許可の中で大半を占めております大規模既存集落というのがございまして、その移転の考え方を基本といたしまして、今回移転先の土地について農地転用後3年以上の経過が必要といった基準を削除することといたしております。

それから、工場や事業所などの一戸建て住宅以外の場合につきましては、現行の付議基準の収用対象事業を基本といたしまして、移転先が同一行政区域内に限るといった要件を削除いたしております。この規制緩和によりまして、県民の皆様が移転を希望する場合には、幅広い選択肢を御用意できたのではないかと考えております。以上でございます。

川端委員

第1弾、第2弾というのは、もう既に実行されており、これからまだ第3弾、第4弾と、その後もあるわけですね。その辺りのこれからの計画について、もう少し分かりやすく説明していただきたいと思います。

九十九都市計画課長

委員からお話がありましたけれども、土地利用規制の緩和につきましては、第1弾から第5弾まで、五つのステップにわたって実施しようとしております。この五つのステップは、いずれも危険性のある区域から安全な区域へ移転する、移転可能な候補地を増やし、移転をスムーズにしようということで、第1弾は、条例制定の時期より少し先立ちまして、昨年8月に、開発行為における用途変更の拡大を図っております。第2弾といたしましては、本年4月から市や町が作る地区計画の面積基準の緩和ということでございまして、今回が第3弾ということになってございます。今後、第4弾、第5弾につきましては、先ほど申し上げましたけれども、津波災害特別警戒区域の指定、これについては、まだでございますけれども、この指定にあわせて、安全な区域への移転を一層促進するというように、開発許可の基準であるとか、地区計画の面積要件など、更なる緩和に取り組んでまい

りたいと考えております。以上でございます。

川端委員

緩和をするときに、ある程度、地域の理解がなければ難しいと思いますが、まず、市町村に対して、これからどのように働きかけていくことになっておりますか。

九十九都市計画課長

市町村の意見でございますけれども、実は、今回の第3弾の特定活断層調査区域からの移転に対する規制の緩和におきましても、今後、パブリックコメントによる県民からの意見をお伺いするとともに、市町村にも御意見をお伺いしていく予定でございます。そして、いろいろと御意見等をお伺いして、案を固めてまいりたいと思っております。もちろんこれから緩和策が施行された後も、今後とも市町村にも十分情報をお伝えして周知に努めたいと考えてございます。

川端委員

被害の対象となる地域の方にとっては、漠然とこういった制度ができたと分かって、なかなか細かいところまでは分かりにくいし、自分が対象になるのかどうかも分かりにくい。対象になった場合は非常に不安を感じると思うのです。財産の価値は下落しないのかなどといった疑問を、県にお尋ねするというのは、県民の皆さんからは遠いですからね。これについては、市町村が県の方針について十分理解し、住民とのパイプ役といいますか、まずは市町村で十分納得していただけるような状況を早く作っていただきたいと思います。

それでは、もう1点。これもこの度の黒川議員の質問に出ておりました。徳島県における空き家の対策について、少し確認したいと思っております。恐らく徳島県の空き家というのは、住んでいた方のお父さんやお母さんが高齢化して亡くなった後、子どもたちがその場で住めば、これは空き家にならないわけですが、都会等に出て行った場合には、空き家になっていると思うのです。ですから、当然、この少子高齢化のスピードの速い、そしてまた、若者が流出しやすい過疎化の村や町を抱えている県にとって、空き家の問題は大きいと思っておりますが、徳島県の空き家の状況は、全国的に見て、今どのような状況にありますか。

松井住宅課長

徳島県の空き家の状況について、御質問をいただきました。徳島県の住宅総数につきましては、35万5,600戸でございます。そのうち空き家につきましては、15.9パーセントに当たる5万6,500戸になります。さらに、空き家の中でも、賃貸の予定のないもの、売却の予定のないもの、すなわち利用予定のない空き家が2万8,000戸。これは全体の35万5,600戸に対して7.9パーセントという割合になっています。この利用予定のない空き家の割合、7.9パーセントという割合は、全国の4.7パーセントに比べて高い割合となっております。全国でも5番目の順位となっております。

川端委員

徳島県は全国でも5番目に空き家が多いということですね。ですから、それだけ徳島県の行政課題としても高い位置にあると理解するわけですが、この空き家対策として、今後どのような方向性を持っておられるか、お尋ねしたいと思います。

松井住宅課長

増加する空き家につきましては、地域活力の低下をもたらすとともに、先ほど御紹介しました利用予定のない空き家につきましては、管理不全に陥りがちでございまして、そういった件につきましては、防災上、防犯上、景観上等の様々な問題が懸念されます。そういった空き家に対して、所有者の方々に適正な管理を行っていただくことも大事でございますけれども、使える空き家につきましては、その利活用を促進するとともに、防災上、危険な建築につきましては、除却するという方向で取り組んでいきたいと考えております。

川端委員

しかし、この空き家の所管といいますか、一義的に行政でこの役割を果たすのは市町村だと思うのです。空き家の中には、災害時に倒れると、避難道路を塞いでしまったり、火災が発生する一つの原因になったり。また、保健衛生上、腐敗物が中にあったり、地域の保健の問題として課題になっていたり、いろいろな問題があります。

そういった空き家のうち、使えるものは、やはりこれから十分に活用しないといけない。危険で使えないものは、早く撤去して、市民の安全を守るといった観点から対策を取らなければいけない。この辺りについても、利用できるものはこういうふうにしてこれから利活用を考えていく。利用できない危険なものは、恐らく優先順位が付くのでしょね。避難道に当たっている所などは、防災上、優先順位が高いのではないかと思います。そうした危険家屋については、こうするという、この二つに分けてお話いただけますか。

松井住宅課長

まず、空き家の利活用につきましては、市町村において「空き家バンク」を創設しまして、空き家情報を移住者の方に情報提供するというところを行っております。あと、健全な空き家につきましては、サテライトオフィスとしての再利用でありますとか、宿泊施設への再生等を行い、利活用の促進を図っております。

また、老朽化した空き家につきましては、県は、建設行政を主管する立場として、その所有者に対して是正指導を行うとともに、市町村においても、これまで国庫補助を活用して除却に対する補助を行っているところです。本年度より、県といたしましても、新たな取組としまして、本年度予算において、老朽危険空き家除却支援事業を創設いたしまして、市町村において、特に危険な地震時に、道路閉塞を起こすような空き家を優先しまして、そういった空き家を対象に市町村が除却をする場合、その費用の一部を県が支援する制度を創設させていただいたところでございます。この事業の創設によりまして、市町村による取組がさらに促進し、また、市町村に対する働きかけを行うことで、除却の促進を図っ

てまいりたいと考えております。

川端委員

所有者がはっきりしない、また、所有者がいても全く応じてくれないというような空き家については、行政の代執行という方法で取り組んでいく必要があるのではないかと思います。それも、全てを代執行というわけにはいきませんが、これこそまた優先順位というか、危険度の深刻さによっては、そういうことになると思います。このことについては、どのように考えておられますか。

松井住宅課長

全国的にも、空き家問題というのは非常に大きな問題となっております、各自治体で、空き家の適正管理に関する条例が制定されているということでございます。その条例の中で、指導や勧告といった規定を持っている市町村もございますし、それにさらに踏み込んで、公表や罰則、さらに、委員から御指摘がございました代執行まで、これらを規定に盛り込んで取り組むという自治体もございます。このように、指導勧告に粘り強く取り組むことが、まず行うべきことだと思いますけれども、そういった非常に危険な建物、緊急を要するものについては、代執行ということも視野に入れた取組が必要だと考えております。

川端委員

建築基準法上の一つの是正指導ということで、規定されているわけですね。建築基準法においては、県では行うことができるのだけれども、市町村でもできるのかという辺りはいかがですか。

松田建築指導室長

建築基準法におきまして、その権限を行使できますのは、特定行政庁という団体が指定されております。徳島県の場合は、建築主事をおく知事又は市町村長ということになっておりまして、徳島県知事と徳島市長が、特定行政庁として基準法の権限を執行することができることになっております。これにより、建築基準法に基づく命令でございますとか、例えば、空き家の代執行につきましては徳島市が、また、徳島市以外のエリアにつきましては徳島県が実施するということになっております。

川端委員

そうすると、徳島市では、独自にそういった権限を持っているけれども、特にこの課題に相当するような過疎の進行する市町村にはないというわけですね。そのような地域については県が代執行をしてくれるわけですね。

松田建築指導室長

周辺の環境にどういった悪影響を与えるか。その程度にもよると思うのですが、非常に緊急に除却する必要がある場合におきましては、まず行政的な指導を行った後、従っていただけない場合につきましては、命令をかける。それでも従っていただけないのであれば、最終的には代執行という方法もあるかと思えます。

川端委員

そうすると、市町村は、県がしてくれるというのは分かるのだけれども、市町村が独自にしようとした場合、条例を制定すれば、それはできるんですか。

松井住宅課長

空き家に関する条例は、これまでも多数制定されておりますけれども、その中で指導勧告以外にも、罰則とか公表とか代執行まで規定したものがございますので、そういった代執行まで含めた条例を規定すれば、市町村でも権限を行使することが可能となります。

川端委員

徳島市以外は、皆さん大変苦勞すると思うのです。除却したくしても、除こうと思っても除けない。県にお願いしないといけない。県にしても、恐らく、全てについてできるわけがないと思えますけれど、早々に、各市町村ごとにこのような条例が制定できるよう、県としても御指導いただきたいと思えます。恐らく黒川議員の質問の中にもそれがあつたのではないかと思います。そこで、危険だから潰して更地にするといい、この除却というのは、県下では今、どのくらい行われているのですか。市町村別に大体何件くらいあるのですか。

松井住宅課長

まず、これまでの除去の実績を御説明させていただきます。平成22年度から平成24年度までの3年度にわたりまして、徳島市と海陽町がそれぞれ取り組んでおりまして、計33戸の除却を市町の助成を受けて行っております。本年度におきましては、徳島市、海陽町に加えまして美波町が予算を計上しておりますとともに、他の市町でも、この度、県が創設しました事業、老朽危険空き家除却支援事業を活用して新たに取り組むという動きも出てきております。

川端委員

最初の質問で、全国における徳島県の空き家の状況は幾らかとお聞きしましたら、利用予定のない空き家が2万8,000戸も徳島県内にあり、これは、全国第ワースト5位ということでした。先ほどのお話では、2万8,000戸のうち、除却できているのは30という状況ですね。恐らく、これからますます過疎化が進んで、少子高齢がその上に乗っかって、対象となる家屋が増えると思えます。これは、市町村の協力なしには恐らく解決不可能だと思いますので、ぜひ条例等の整備もしていただき、適切に危険家屋に対応できている、対

策が取れたというふうにしてもらいたいと思います。

危険家屋を除去した後の土地のほうが固定資産税が高くなるのです。ですから、所有者にしてみたら、除去されると税金が上がるということで、除去する必要があると分かっているにもかかわらず踏み込めないと思います。こうしたことについて、これまでに県も国に対して政策提言をしているのだと思うのですが、その状況について、お教えてください。

松井住宅課長

空き家の除却について、土地の税制が、一つの阻害要因になっているという御指摘でございます。具体的に申し上げますと、土地の固定資産税、都市計画税につきましては、土地の課税標準額を設定する際に、住宅の用地の場合ですと、土地の価格に対して6分の1の価格が課税標準額になります。

一方、住宅用地以外のもの、例えば、更地でありますとか、事務所、ビルが建っているような用地につきましては、商業地並みということで、土地の価格に対して70パーセントの価格が課税標準額になります。したがって、住宅が建っていれば、課税標準額は土地の価格の6分の1。それ以外であれば、更地とかであれば、住宅の土地の価格に対して70パーセントが課税標準額になります。したがって、住宅が建っていれば、固定資産税が低いという状況です。これは実は、空き家においても適用されておまして、空き家を除却すると更地になりますから、その結果、固定資産税が上がってくる。それがそのまま除却に対する阻害要因になっているという指摘がございます。

こういった状況に対しまして、私ども徳島県としまして、昨年度と今年度に2回政策提言を行わせていただいております。具体的には、今年の5月に固定資産税の住宅用地特例の適用対象にならない空き家の基準を明確化してほしいという提言をさせていただくとともに、そういった空き家の除却を促進するような税制の仕組みに変えていただけないかという提言をさせていただいたところでございます。

川端委員

所有者が、これでは除去できないというような要因を緩和するような国への提言をしつかりしていただきたい。また、除去するときの費用も大変な金額になると思うのです。代執行だなんて上から言われても費用がなければできないということにもなると思うのです。ですから、県が国に対して、ある程度、除却が進むような政策の後押しをしてもらいたい。国のほうは、さっきの政策提言に対して、今、どのように考えておられるのですか。

松井住宅課長

税の提言については、非常に難しい問題があるかと思いますが、例えば、昨年度、老朽危険空き家除却に関する国の助成制度がございます。この助成制度につきましては、地域要件がございます。過疎地域でありますとか、人口減少地域が、国の補助の対象地域でございました。昨年度の政策提言におきまして、この対象地域を撤廃してほしい、拡充してほしいという要望を出しましたところ、本年度からその提言が入れられまして、

除却につきましては、地域要件が撤廃されているところでございます。

川端委員

徳島県では、これからますます少子高齢化、さらに過疎化が進むおそれがありますから、ぜひこの件については、地域の安心安全のためにしっかり取り組んでいただきたいと要望して終わります。

丸若委員

今日、このように出していただいたのですけれども、昨日の危機管理部関係の委員会でも何点か聞かせてもらったので、その関連ということで、中央構造線について、お聞きします。この対象区域となっているのですが、今、示されている、いわゆるレッドゾーン、イエローゾーンとはどういうことですか。

九十九都市計画課長

緩和の対象としておりますのは、赤い色で示されてございます特定活断層調査区域でございます。

丸若委員

では、もし、自分の住んでいる所が不安だと思って、イエローゾーンの区域内にある人が、自分の所で調査をして、どうも活断層がありそうだと。イエローゾーンになっているけれどもレッドゾーンと変わらないということで、移転したいというときでもだめということですか。

九十九都市計画課長

命を守るとくしまゼロ作戦条例で、建築物を所有されている方に対する移転に伴う規制の緩和の対象は、先ほど申し上げた赤色で示されているレッドゾーンということになってございまして、イエローゾーンは対象となってございません。

丸若委員

私はそれは矛盾だと思う。昨日も言ったのですが、中央構造線における地震の発生確率は1,300年ということで、いつ発生するか分からないと。だから、もしかしたら、さっき言っていた浸水津波対策として移転を早急にしないといけないかもしれないけれど、それはそれとして。ただ、今回の件で、昨日も言ったのですが、中央構造線上にレッドゾーンがあるということですが、レッドゾーン自体がブツ切れになっているわけです。はっきり言って、この認識が分からない。例えば、レッドゾーンとレッドゾーンの間がイエローゾーンになっているのであれば分かるのですが、その間が白地になっている所がある。昨日、このことについて、県としての考え方を聞いた。ただ、このような緩和措置ができたときに、私が聞いたようなレッドゾーンというのは、多分そうだろうと思う。だけど一般の住

民の方、あるいは、そこで工場やいろいろな施設を持たれている方が思うのは、そこでイエローゾーンになっていたら、それでは調べてみようかという話になったときに、自分で調べてみて、それでも「レッドゾーンではないから、この緩和措置の対象にはなりません」という話では、恐らく通用しませんよ。それについては、再考願いたいと思います。どうですか。例えば、今、言ったように、イエローゾーンにある方が地質調査をして、確かに断層の上に乗っていると、また、乗っているというくくりについても後で聞きたいのですが。そういう事実があったとしても、調整区域内にちょうど良い土地があるから移転したいという話があったとき、県はだめだと言うわけですか。どうですか。

九十九都市計画課長

所有者の方がいろいろとお調べになって、おっしゃるようなイエローゾーンの中で、活断層が明白になってきたときにどう扱われるのかということについては、私どもは、規制についての担当部局ではないので、よく分からないのですけれども、レッドゾーンとは違いまして、イエローゾーンでは、活断層上に建築物を建ててはいけないという規制がかかっていない区域でございます。ですから、今回規制を受けた区域からの移転に際して、移転がしやすいようにいろいろな規制緩和をしようという対象にはなっておりません。

丸若委員

規制しているかどうかとかいうことは、一般住民には関係ないことなのです。危機管理だろうと、都市計画だろうと。だって、ここでこの緩和を打ち出したのだから。それで聞いているだけなのです。昨日は出てなかったからね。一般の人にすれば、不安になるわけです。昨日も言ったのですが、今回、全国に先駆けてこれを出したということは、一つの英断だということは認識しているけれど、これをしたことによって、そのレッドゾーン内に住んでいる人は、恐らく不安を持つわけです。ですから、寝た子を起こしたという認識は1つあるということで、県がこういうことを出すときには、そこまで含めて考えていかないと、自己満足ではないかということをお願いしたい。それと、もう一つ、レッドゾーンがこう流れていますよね。それで、こうして敷地があって、建物が建っています。そうしたら、この敷地の一部がかかっていたら対象になるということなのではないでしょうか。

九十九都市計画課長

規制については、活断層の真上に特定施設を建てないということでございます。今のお尋ねは、緩和については、少しでも敷地がかかっていたら、対象になるのかということでございまして、これについては、そのとおりです。その区域に建築物を所有する方としておりますので、この区域に建築物がかかっておりましたら対象といたします。

丸若委員

ということは、建物が尻の尻尾でも断層にかかっていたら対象となるけれども、敷地の場合は対象外ということですね。規制の考え方が、真上にあるものに対しての規制だから

それはそれでいい。でも、今言った、規制を所管しているところと、もう一回よく調整してもらいたいと思う。そうしないとおかしい理屈になってくる。私が言っているのは、例えば、レッドゾーンの上で、その直上に住んでいても「私は関係ない。西暦2,800年くらいまでも生きていないから」と言う人であれば構わないけれども、やはり、少し不安だと言う人だっている。こういうことを県が示したことによって、どこか別の場所に移転したいというときに、「イエローゾーンだからだめ」と言うのであれば、私の感覚から言うと、このような規制緩和は出さないほうが良かった。もう一回言うけれど、レッドゾーンがブツ切れになっているということも確認できないということみたいだけれど、常識から考えるとおかしいですね。ブツ切れだったら活断層じゃない。今回は、中央構造線とは別の亜流の所であれば骨みたいなゾーンも出しているけれど、それについても、赤色があったり黄色があったりする。そこまで出しておいて、恐らく地質的には通っているであろう赤色が切れていて。住民からすると、県が勝手に決めたレッドゾーンが切れていて、この延長線上にある建物は対象外だと。これについて、自分の住んでいる所が対象区域に該当していたらどう思うかと思いませんか。これが普通の住民感覚なのです。それと、先ほど優良農地と言ったけれど、優良農地でなくても妙な所が青地になっていたりするでしょ。私が思ったのは、昨日もそうですが、実際に規制緩和を公表したことによって、恐らくいろいろな話が、市町村の担当課に上がってくると思う。農業委員会であったり、都市計画課であったり、企画開発課だったり、建設課だったり。でも、今回、全国初ということでやるのであれば、覚悟をもって、その自治体とよく協議して、あくまでも住民サイドの目線で、今回のこのようなことも決めなくては。恐らく地元で、「イエローゾーンとは何か」という話にもなってくる。イエローゾーンにだって建築物があるのだから。レッドゾーンの場合は、今、言った活断層の上ということではなくて、ゾーンの中に少しでも建物がかかっていたら、この対象ということでしょう。これについては、オッケーですね。活断層の上に建物が乗っていなくても関係ないのでしょう。あくまでもゾーンでしょう。でしたら、やはり、理屈が通らない。イエローゾーンも、やはり、それなりにこの対象区域にするほうが良いと思う。レッドゾーンとイエローゾーンの両方を対象にするほうが理屈に合っているように思うけれど。住民にとったら不安は一緒だから。無理なのですか。これはどうなのですかね。部長でも誰でもよいので。おかしいと思いませんか。

原県土整備部副部長

今、委員から御指摘のあった点については、私も今日こういう規制についての考え方をお示しさせていただきました。先ほど申し上げましたように、パブリックコメントあるいは市町村の御意見を聞きます。それに、議会の御議論も踏まえまして、今後どうするかということも、もう一度考えさせていただこうと思っています。ただ、大きな流れとしては、こういうかたちで行って、例えば、確かに、イエローゾーンの所で、県民の皆さんに不安があると思いますので、それを調べて、活断層があるということになれば、レッドゾーンへの組入れなど、規制の大もとの調整もあろうかと思いますが、そういったいろいろな仕様を検討させていただきたいと考えてございます。

丸若委員

もう終わりますけれど、とにかくその辺りのところ、さっき私が言ったイエローゾーンも含めて、レッドゾーンとレッドゾーンの間が切れていて、中央構造線が地質からみて明らかな所というのは、やはり考えないといけない。県が「ここが切れていて、ここからは分からない」という所。ここに住んでいる人たちがいるわけです。「私も不安だから移転したい。孫も帰ってくるし。この際、移転して、孫にとって安心な所で暮らしたい」という話があっても、「これはお宅には該当しません」と言えるのか。同じようなくくりで考えていくようにする理屈づけを、県としてもぜひ作ってほしいということをお願いしたいと思います。終わります。

寺井委員長

関連ですみません。1問だけ。今、丸若委員の質疑の中でも、農地について話がありましたが、一つお願いをしておきたい。本当に死者をゼロというような世界の中で、津波や中央構造線の問題も含めて、それらの影響がない所に移転したいというときに、一戸建ての規制緩和の基準においては、優良農地は、積極的に保全すべき土地ではないというようなことが書かれてあるのだけれど、これは農地法などを含めて、全てきちんと分かった上でやっていることなのですか、教えてください。

九十九都市計画課長

今回の移転先の要件といたしまして、もちろん危険性のない区域であること、もう一つは、開発行政というのは、農地行政と大きく関係がございます。甲種農地や一種農地などのような優良農地は、やはり保全しなければなりません。そのような積極的に保全するような農地でないものといいますか、転用が可能な所であれば、移転はできるのですが、それ以外の優良農地については、保全すべきものとして移転先には含めないとしてございます。以上でございます。

寺井委員長

私も実は、県農業会議の委員をしておりますので、農地を守る立場におりますので、非常に心配するわけなのです。本当に極端な例で申し訳ないのですが、例えば、お宮の近くに住んでいる人たちが、どこかに移転したいという話になった場合に、いろいろな条件があると思うのです。また、取得すること自体なかなか難しいだろうけれども、一旦農地を取得しても、何年かのうちにはきちんと家を建てないといけないなどの規制をしないと、ただ農地を取得するだけということもあり得ると思いますので、その辺りも含めて、十分に検討していただきたいとお願いをしておきます。

寺井委員長

それでは、続いて質問してもらいたいのですけれども、ちょうどお昼がきましたので、午食のため休憩いたします。(11時59分)

寺井委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時03分)

中内県土整備部長

本日の県土整備委員会の冒頭で、那賀川水系等の渇水対策につきまして、本日、午前9時現在の状況を御報告いたしたところでございますが、本日、午前零時現在の長安口ダムと小見野々ダムを合わせた総合貯水率が、約42パーセントに達し、今後も回復する見込みとなりました。この状況を踏まえ、本日午前、那賀川渇水調整協議会が開設され、協議の結果、6月18日午前9時から実施しておりました農業用水50パーセント及び工業用水50パーセントの取水制限を、本日午後をもって全面解除いたしましたので、御報告いたします。以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

寺井委員長

それでは、質疑をどうぞ。

岸本委員

それでは、私のほうから何点かお尋ねしたいと思います。まず、鳴門の総合運動公園のバックスタンドの新築工事について、複数の方から工事の進捗がどうなっているのかということで、いろいろと問合せをいただいておりますので、確認だけさせていただきたいと思います。まず、この入札の経過について、事細かくは必要ありません。去年の秋口からこれまでの経過を教えてくださいませんか。

藤林営繕課長

鳴門総合運動公園のバックスタンドにおける工事の経過についての御質問でございます。昨年度から鳴門総合運動公園のバックスタンドの防災機能強化改修工事を始めております。1, 2, 3工区において、それぞれ工事の発注をしておりまして、平成24年10月に公告し、平成24年12月から工事を開始しておる状況でございます。それと、バックスタンドのく体の上に屋根をかける工事がございますが、この工事につきましては、平成24年11月20日に入札公告を行い、12月18日に開札しましたところ、屋根工事につきましては、1社のみの応札でありまして、入札が取止めとなった経過がございます。その後、速やかに設計内容を見直しまして、2回目、3回目と入札を行ったわけですけれども、全て1社入札となりまして、取止めとなった経過がございます。今年度に入りまして、4回目ということで、下部の屋根のトラス工事について4月11日に入札の公告をいたしまして、5月27日に熊谷組と井上建設のJVが落札し、工事着工する運びとなりました。この落札後に、屋根の上に膜屋根を造るわけですが、その膜屋根工事につきましても、6月4日に熊谷組が落札して、工事を始めることとなっております。以上でございます。

岸本委員

今年度4月11日に出したのが、4回目ということですが、この4回目は、去年までやっていた第4工区を4工区と5工区の二つに分けて入札したということでした。それでよろしかったですね。

藤林営繕課長

おっしゃるとおり、昨年度に発注し、1回目、2回目と1社入札のため、入札が中止になっておりまして、その後、3回目は、上部の膜屋根部分と下部のトラス屋根部分の工事に分割して発注いたしました。その部分につきましても、入札者が1社となり、入札を中止しております。

岸本委員

これまでの経過の中で、現状までの原因分析をどのように考えていますか。

藤林営繕課長

まず、今回のバックスタンドの屋根工事につきましては、県外業者と県内業者のJVでの入札という条件でやっておりました。県外大手建設会社が、県外では、ロットの非常に大きな工事に重点をおいていたことから、そうした受注を目指す傾向が強くなっていると考えられております。また、昨年度11月頃から労務単価の高騰や、他県のもっとロットの大きな建築工事もあるということから、このようなことが不調の原因ではないかと考えております。

岸本委員

事実かどうか分かりませんが、私が聞かれたのは、この第4工区の屋根については、テントの代替品が利かないと。つまり、その1社のテントしか使えないから、単価が下がらないとお聞きしたのですけれども、そのようなことがあるのかどうか。それから、労務単価について、1、2、3工区では、そのときに決まっているのにも関わらず、4工区だけが労務単価の問題なのか。その辺りについて、御答弁いただきたいと思います。

藤林営繕課長

屋根工事が、1社の形態になっているのではないかと御質問でございます。ポカリスエットスタジアムの屋根は、約3,500平方メートルでございます。この設計条件としまして、今回は耐震改修ということで、バックスタンドも工事しておりますので、そういった耐震性能の確保、それから観覧席の環境性能、明るさや音響面、軽快で明るい構造体を目指しておりました。最近のスポーツ施設等でみますと、埼玉スタジアム、長居陸上競技場、静岡スタジアム、大分スタジアム、三田市立競技場などがございますが、全て膜屋根形式の実績が多くなっております。そういうことで、光の透過性や音の反射などを総合的に判断しまして、片側式、片持式と申しますが、片側支柱による持出し式の構造で、現在の立体トラスの膜屋根方式を採用しております。それで、1社ということでのお話でございま

すが、こういった大規模トラスの膜屋根メーカーは、国内に何社もございますので、そういったところも採用できるよう、今回の設計では性能や仕様を指定することによりまして、同等の品質仕様ができれば、使用が可能であるという状態にしておりましたので、メーカーの指定はしておりません。それと、先ほどの労務単価につきましては、当初1, 2, 3工区につきましては、労務単価の影響が少なかったのかもしれませんが、4工区につきましては、労務単価の問題や資材の単価など、複合的な意味合いで、今回不調になった原因があるかもしれません。先ほども申し上げましたように、県外のロットの大きな工事や、他県の工事の状況などを見定められた結果ではないかと考えております。

岸本委員

すみません。それでは、今、御答弁いただきましたが、同等品はほかにもあったという理解で本当によいのかということと、労務単価の件で、昨年11月の状況では、1, 2, 3工区と4工区を比較して、差はないということによろしいのですか。再度になりますが、4工区が不調になる原因を端的にお尋ねしたい。4工区を2つに分けて、なおかつ最低価格を労務単価の分で上乗せして取ったという結果になっていると思うのです。ですから、その辺りが、代替品もあり、受注業者が材料については、競争の中から選べるという状況にあったのか、そして、そのときにほかの工区と比べて労務単価がどうなのか。なぜ今回、4工区と5工区に分けなくてはいけなくなったのか。同じ質問になったかもしれませんが、その辺りをもう少し分かりやすくお願いします。

藤林営繕課長

まず、4工区と5工区に分けた理由でございますが、前2回の不調によりまして、3か月程度、工期が圧縮された状況がございまして、その工区を、立体トラスの下部工事と膜屋根の工事に分けることによって、工事を一つ一つの業者さんに分担してやっていただき、作業方法や部材の性格など、能力をフルに発揮することによって、工期短縮が図られるということを目指したという経過がございます。それからもう一つ、1, 2, 3工区の労務単価と、4, 5に分けたときの4工区の労務単価のお話でございますが、今年度に入りまして、平成25年度の徳島県内の労務単価が大きく改正されたということがございます。平成24年度に比べまして、労務単価につきましては、前年度比で14.1パーセントの上昇と御報告させていただいておるところでございまして、4月1日に新しい労務単価による工事の発注を進めております。そういったことで、1, 2, 3工区と4工区の今年度の労務単価に差ができたというかたちになっております。

岸本委員

去年第4工区が不調になった原因をもう一回お尋ねいたします。

藤林営繕課長

何度も繰り返して非常に申し訳ないのですが、第4工区の不調の原因は、県外の大手建設会社と、県内の業者のJVというかたちで発注させていただいておりましたので、そういったことでは、県外大手の建設会社が、県外でのロットの大きな工事に重点をおいて、受注するという方向があったのではなかろうかと推測されます。そういうことから、他県のロットの大きい工事や労務費の高騰等に影響が出てきたのではないかと思います。

岸本委員

分かりました。この工事の1, 2, 3工区と、4工区, 5工区の完成というのは、1, 2, 3工区が完成して先に終わりますと、4工区, 5工区については、その後、上物になりますという工事なのですか。それとも1, 2, 3, 4, 5と全体で一緒に終わる工事なのか、どちらでしょうか。

藤林営繕課長

今回の工事の1, 2, 3工区につきましては、昨年12月から、来年1月末を予定工期としております。それから先ほども言いましたが、4工区, 5工区と、トラス屋根のく体と膜屋根の工事につきましては、来年2月末を工期末と計画して、現在工事を行っているところでございます。

岸本委員

4工区, 5工区と、1, 2, 3工区というのは関連しているとみていいのですか。何が言いたいかといいますと、今の4工区, 5工区については、今年になってから入札が取れたということで、何か月か遅れが出ている。その遅れを1, 2, 3工区のほうで待っている状態であるのか。またそういったところで4工区, 5工区は、工賃を上げて取りましたということであるなら、1, 2, 3工区との兼ね合いや、全体を一つの工事としてみた場合に何がしかの配慮を考えているのか。その辺りはどうでしょうか。

藤林営繕課長

1, 2, 3工区と、4工区と5工区の工期は独立しているのかという御質問でございますが、1, 2, 3工区の躯体工事と4工区のトラス工事の支柱と申しますか、主体となる工事は連動しております。だから独立して、4, 5工区ができるというかたちにはなっておりません。それと、1, 2, 3工区の工事に影響があるのかということでございますが、1, 2, 3工区は先行して工事をしていただいて、その後、4, 5工区が連携してやっていくというかたちでございますので、今のところ、何とか工期内の工事の完了を目標に頑張りたいと考えております。

岸本委員

ということは、1, 2, 3工区の受注者、それと4工区, 5工区の受注者に、最初の契約の条件にそごを来さないといいますか、問題はないという理解でよいでしょうか。

藤林宮繕課長

おっしゃるとおり、1, 2, 3工区が先行して工事をする場合と、4, 5工区が後から追いかけていくということにつきましても、そごはないと考えております。

岸本委員

それではもう1点お尋ねします。この工区の中で、当初予定のなかった地質ボーリング調査が入っていると聞いておりますが、これは液状化の対策なのか、断層対策で入ったのか、何の対策によるものでしょうか。

藤林宮繕課長

ボーリング調査の件についての御質問でございます。昨年12月に1, 2, 3工区の工事は契約し、着手しておりますが、中央構造線系の不明確な活断層が、この鳴門総合運動公園の下を通っているという情報が、活断層図の中にありました。それで、請負業者と協議しましたところ、基礎杭の長さを決めるのに当たって、その活断層の位置を明確にするために、ボーリング調査を実施するという話し合いが合意に達しまして、2月から調査に取りかかっているところでございました。現在は杭工事を進行しております。

岸本委員

このボーリング調査は、県の別途の経費の中でやっているのですか。

藤林宮繕課長

このボーリング調査につきましても、工事の中で設計変更で対応するというかたちにしております。

岸本委員

別途それに見合う工事費の上積みがあるということによろしいのでしょうか。

藤林宮繕課長

別途資金を契約変更して追加するという予定にしております。

岸本委員

今回の鳴門総合運動公園の設計会社の入札については、どのような条件で入札されましたか。確認です。

藤林宮繕課長

今回のバックスタンドの防災機能強化の設計業務でございますが、平成23年9月28日に公告しまして、同10月21日に開札をいたしました。そこで5社の応札がありまして、梓設

計、日総建、大建設計、昭和設計、石本設計の5社から入札がありました。そのうち1社が失格、1社が無効ということになりまして、梓設計が、価格の面で落札しております。それと入札の条件でございますが、このような運動公園のスタンドの設計経験があり、また、スタンドだけではなく、このスタンドの屋根の2分の1以上の面積の大きな物を設計した実績のある会社を指定しております。そういうところが入ってきまして5社になっております。

岸本委員

それでそういった条件があって、5社のうち2社が無効と失格であったと。残りの3社でといった場合に、その3社の見積金額で大体決めたのかなと想像はつくのですが、その設計内容ですね。私がいろいろ聞いている範囲の中では、その1、2、3工区を落札した業者も非常に厳しい単価の中でとっていると。これは、正確な情報ではないかもしれませんが、ほかの業者さんからすれば「よくとったなあ」といったところが落札しているとお聞きしています。そういうことから全体的に考えてみますと、この設計見積り自体に無理があったのかなと想像しているのですが、値段だけで安いところに発注して、あとはお任せということになっていないとは思いますが、もしかして、そのようなことになってはいけないなど。そういった意味では、県庁のチェック体制等々が問われると考えているのですが、中身についての打合せや比較については何か行われましたか。

藤林営繕課長

今回の設計につきましても、受注者から、デザインや構造等の提案はあったと聞いておりまして、そういったものを営繕課と施設管理者である都市計画課等と十分協議した上で、設計やデザイン、改修の手法などを決めていったということであろうかと思えます。

岸本委員

有効であった3社において、値段の差で、最終的には一番最低のところが落札していますけれども、設計の協議はどのようなポイントで行われたのか、長くなるとは思いますが、ポイントだけでもお知らせいただいたらと思います。それから、その活断層についての情報が後からきたのか、気が付かなかったのか。設計段階を10月にしているところ、去年の今頃では活断層のことも言っていましたし、その辺りの状況がどうなっておったのかなと思うのです。端的に答えるのはなかなか難しいかも知れませんが、設計業者さんを決めるときには、どういったところをよしとして決めたのか、また、どうしてその協議の中で断層の話が出てこなかったのかについて、単純に素人として疑問に感じるのですが、いかがでしょうか。

藤林営繕課長

先ほどの入札の件につきましては、一般競争入札でございます。そういったスタンドの設計経験のある人は誰でも参加できますので、そういった人と、徳島県に入札参加の経験

のある人という条件でやっておりますので、そうした経験があるところであれば、参加ができます。あとは価格的な話で、今回、梓設計が価格的には一番低かったということでの経過になっていると思います。それから、岸本委員からお話がありましたが、現在、手元に設計協議の詳細な一覧を持っておりませんので、申し訳ありませんが、お答えできないところがございます。お許しいただければと思います。ただ、屋根の形状は、幾つか検討した結果、最終的には先ほども申し上げましたが、観覧席の条件、他県のスタジアムの状況などを総合的に勘案して、現在の片持式の膜屋根形式に決定しております。

もう一つ質問のありました、活断層の件についてでございます。たしか去年9月に確定的なものではなかったかと思うのですが、活断層図を公表しております。その時点では、既に1, 2, 3工区の設計は終わっております。それで、発注した後に、そういった結果になったということで、十分活断層を見込んだ設計ができなかったということについては、反省すべきだと思いますが、着工後に業者との協議も調い、ボーリング調査で、現代的確な杭の長さを決めまして、工事をしているところでございます。

岸本委員

調査で活断層が発見されたら中止されますか。

藤林営繕課長

鳴門のスタジアムの地下には、地層表層部の柔らかい層が50メートルほどありまして、その下に位置は不明確ですが、活断層があると聞いております。指定されているレッドゾーンは、表面に見えている所を指定しているわけですが、そのような所であれば、完全に断層の上の建物が被害を受けるのですが、撓曲(とうきょく)というかたちで、下の活断層が動いても、上はなだらかに変形するのではないかと思います。こうしたことから、今回ボーリングで、その活断層の位置がどの辺りにあるかということを決めて、杭の長さが10メートルほど変わりましたので、そこを変更して施工しているところです。

岸本委員

先ほどの話ではないですけど、イエローゾーンというか、活断層が50メートルよりまだ下にあるから大丈夫だということで、杭の長さだけを長くして建てるという理解でよいですか。活断層が発見されても50メートル以上も下にあるから杭を長く打って建設するという事でよろしいですか。

藤林営繕課長

通常、レッドゾーンであれば、活断層真上の建物は避けるということですが、今回の場合は撓曲(とうきょく)ということで、鳴門の運動公園の50メートル下であって、今回表示されているイエローゾーンでもないわけなのです。今回、そのような所の上に建築物を建てるということですが、位置が非常に不明確な活断層ということではあります。その位置をある程度明確にしましたら、上の建物は耐震性がございますので、地震が来て

もある程度耐えられるのではないかとということでの工事でございます。

岸本委員

調査の結果が分かれば、ぜひとも公表していただきたいと思います。この話はもうこれで終わりますけれども、設計業者を決めるときには、やはり値段だけではなく、単価や中身について、各社はどのように考えているのか。今回3社が残ったということですが、その3社でそれぞれ人件費はどう考えているのか、材料費をどのくらいでみているのか。単純に設計の安いところということではなく、例えば、設計会社でも大手であれば、設計書の作成を下請けに出して人件費を省いているなど、そのようなことをやゆしたりする方がおるようにも聞いています。ですから、営繕課としては、人員が足りないのであれば、全庁の入札にも関係してきますので、県土整備部全体として、もう少し慎重にことに当たっていただきたいなと思います。今回の鳴門の総合運動公園の工事では、多方面の方々からお声をお聞きますので、事実関係はどうかということで、今日お聞きいたしました。

それでは2つ目ですけれど、これについては確認だけさせていただきたいと思います。県管理の港湾について、お尋ねします。今、沖洲から赤石に移ったりしていますけれど、倉庫の部分がありますよね。その倉庫の野積場と上屋のある部分の現在の賃貸状況について教えていただけますか。

梶本港湾空港経営室長

ただいま、岸本委員から、本県の港湾施設、野積場それから上屋といった、荷さばき用の倉庫の利用状況についての御質問をいただきました。直近の利用状況、平成25年6月1日現在ということでお答えさせていただきますと、徳島小松島港をはじめ、県内には12の港湾がございます。その全ての野積場の占・使用許可が可能な面積を合計いたしますと、約98万平方メートルでございます。そのうち、占・使用許可をしている面積は、53万平方メートル、単純に使用割合を計算しますと約54パーセントになっております。それから、本県の港湾施設の上屋、荷さばき用の倉庫の利用状況につきましては、全て足しあげますと、4万1,000平方メートルございまして、そのうち、占・使用許可をしている面積は、約3万5,000平方メートル、使用割合は約85パーセントとなっております。以上です。

岸本委員

全体としては、屋根のない所で54パーセント、上屋の部分については85パーセント貸し出しているということなのですが、港によって差があると思うのです。上屋の部分で貸出し状況が50パーセント未満の所という、どのような港がありますか。

梶本港湾空港経営室長

例えば、沖洲や小松島の新港では上屋の使用状況が50パーセントを切るという状況でございます。

岸本委員

今後、農林水産物の海外輸出などもさらに検討される場所であると思います。効率の悪いところについては、その単価等も必要であれば見直しをすることによって、これは、今後、ずっとお聞きしていきたいと思っております。新港と沖洲ということですから、今後対策を取っていただきたいと要望をしておきます。

最後になりましたが、あまり時間がないので、飯尾川の角ノ瀬の排水機場について、お尋ねします。2月の議会でポンプアップまでに20分のタイムラグがあるということによって、これを何とかしてほしいと国に掛け合い、できるだけ吃水(きっすい)まで下ろしたり、工夫して時間短縮を図るといったような答弁だったかと思っておりますが、その状況は、今、どうなっていますか。

森河川振興課長

ただいま、岸本委員から、角ノ瀬排水機場の運用について、御質問をいただきました。委員御質問の角ノ瀬排水機場の運用につきましては、本年2月の議会において、運用の改善について御提言をいただいたところでございます。その後、排水機場の管理者である国と、その運用改善について、協議をいたしました。その結果でございますけれども、まず県が管理しております排水機場の直上流にございますファブリ堰につきましては、早期の倒伏を図るとのこと。もう一点、排水機場は国が管理しておりますけれども、その排水機場のポンプについても、早期の稼働を図るとのことによって、お互いが合意に達したところでございます。その中で、国が管理しております排水機場のポンプの早期稼働についての具体的な運用の内容でございますけれども、従来、排水機場の稼働につきましては、吉野川と飯尾川の流れが逆流、吉野川から飯尾川に流れるという状況でございます。これが確認できた時点で、初めてゲートの閉鎖を開始し、その後、全部閉鎖が終わった後、ポンプを動かすという運用がなされておりました。今回でございますけれども、吉野川と飯尾川の水位の均衡が保たれたことが確認できた時点において、ゲートを閉鎖すると。その後、ポンプを稼働することで、委員御指摘のタイムラグの縮減を図ったところでございます。今後とも関係機関とも連携を図りながら、より一層の浸水の低減に努めてまいりたいと考えてございます。

岸本委員

よく分からなかったのですが、閉めるのに、ポンプアップまで20分かかるとのことによって、時間短縮にはなりませんでしたか。

森河川振興課長

先ほど委員から時間の短縮についてお話がございました。今回の運用改善におきまして、この件につきましては、できるということによって確認はできておりますけれども、その時間については、確認できておりません。以上でございます。

寺井委員

岸本委員，時間がきております。

岸本委員

分かりました。

平成23年9月15日の台風で石井町のフジグランが浸水した。まだ加減堰が撤去されていないときであれば，ポンプが機能してないので「ポンプアップまでに20分かかります。いや実はもっと時間がかかっていたのです。」という話があっても問題はないのかもしれませんが。しかし，閉めるのに20分かかったということでしたから，本来もっともって時間がかかるものを短縮して20分にしました，というのであれば，そのときの状況はどうだったんだと，閉めるのに30分も40分もかかったという状況だったのか。とにかく，20分では長いということが，そのときに分かったわけですから，なおかつ加減堰の撤去も片方終わったと，今日は温帯低気圧に変わりましたが，これから台風シーズンになったときに，本当に大丈夫かなと思います。もちろん飯尾川は上流から下流まで，計画的に水量確認をしながら工事を進めておりますけども，その工事の中に，この排水機場に20分の時間がかかるというのは，当然盛り込まれていないでしょうし，そうしたときに新たな対処が必要だと思います。時間があまりありませんので，このことは9月議会になったら，台風シーズンはもう終わっているかもしれませんが，その都度，確認させていただきながら改善していただきたいと思います。閉めながら外に排水できるような機能のポンプにどうしてなっていないのかというのが残念ですが，今日は，ここで質問を終わります。改善をよろしく願います。

森河川振興課長

委員御指摘のとおり，より運用改善できるよう協議を続けてまいりたいと思います。

以上でございます。

達田委員

では，何点かお聞かせいただきたいと思います。まず，第1点目が道路ですけれども，道路といいましても生活道路です。高齢者や児童生徒が安心して通行できるような歩道や，自転車道が整備されているかという点です。県が管理をしている県道や，それ以外にもあると思うのですが，この前，新聞に自転車レーン設置と書いてあるので，喜んで見てもみたら，徳島市の話でした。私の住まいの周辺では，自転車が安全に歩道が走れる所はありません。隙間がほとんどないような所で車がビュンビュン来るわけですから，危ないから，皆，歩道を通っているわけです。でも，実際は車道を通りなさいということですよ。現在，県が関与している道路で，歩道又は自転車道がきちんと整備できている所はどれくらいあるのか，実状をお聞きします。

神野道路整備課長

歩道や自転車歩行者道の整備状況についての御質問でございます。県管理道路は，現在，全部で約2,230キロメートルほどございますが，そのうち歩道の整備ができておる道路延

長が約449キロメートル、さらに、うち自転車及び歩行者道の整備道路延長が386キロメートルでございます。以上でございます。

達田委員

そうしましたら、この前、新聞に載っていましたが、自転車と歩く方がきちんと分かれて安全に歩けるような所はどれくらいあるのですか。

神野道路整備課長

分かれてというのをどのように捉えるかという話だと思うのですが、例えば、幅3メートル以上の自歩道でございますと、現在「いけるよ！徳島・行動計画」におきまして、幅3メートル以上の歩道整備を重点施策と位置付けて実施しております。現状といたしましては、平成24年度末で263.2キロメートルでございます。

達田委員

歩行者と自転車の事故が非常に多いということで、危ないわけです。通学の自転車が多いときなどは本当に危ない。前から歩行者から来ていると、ここで車道のほうに出るわけですが、その車道も狭いものですから、後ろから車がビュンビュン来るのを気にしながら通るといって、特に高齢者の方などは、そういう時間帯にはとても通れないような道が、県下中で、私はほとんどだと思っております。ですから、これをきちんと目標を持って整備しないと。通学路の安全点検してしましたよね。通学路の安全点検はしたのだけれども、点検した結果、危険だと明らかとなった道路がちゃんと広がったのかというと、ほとんど広がってないと思うのです。これについてはどうですか。

神野道路整備課長

歩道整備の計画等についての御質問ではなかろうかと思っております。現在、国や県、公安委員会が連携いたしまして、今、おっしゃいました通学路における安全安心な歩行空間の確保、それから安心歩行エリアの整備について、さらに、先ほど申し上げました、幅3メートル以上の歩道の整備といったようなかたちで計画づくりをいたしまして、順次、整備を進めておるところでございます。通学路の点検の結果、歩道の整備はできたかというお話かと思っております。昨年点検した所で、歩道の整備計画に入っている箇所もございますけれども、そういう結果が出ている所のうち、何箇所かにつきましては、やはり、用地の協力等も要りますので、現在、それが全部できているかといえ、まだそのような状況ではございません。

達田委員

P T Aの方や地域の方がずっと点検をして、小学生や中学生にできるだけ県道や国道を通らないようにということで、生徒は裏道を通って行きますが、学校の付近に行きますと、やはり、通らざるを得ないわけなのですよね。高校生でしたら、自転車通学する子は、ほ

とんど国道や県道を通って行きますので、そこが危ないと、いつ何時事故が起こるか分からないということで、私は少なくとも学校の付近、小・中・高校の付近は、交差点や、歩道はきちんと整備をして、安全にしていくべきだと思うのです。そのためには、計画的に何年までにここまでは整備するというような、自転車道、歩道の整備計画というものが必要ではないかと思うのです。私の住んでいる所でも、2車線の県道もありますけれども、1車線で、なおかつ非常に狭いのです。歩道也没有。車が来たら、小学生は溝へ避けて通らないといけないような所もあるわけなのです。ですから、歩行者と自転車が安全に通行できる整備計画をぜひ作っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

神野道路整備課長

歩行者等と自転車の安全を期するために、自転車道と歩行者道の整備を計画的に進めるべきではないかという御質問ではなかろうかと思えます。歩行者道と自転車道の安全性や快適性を確保するために、自転車道と歩行者道の整備を計画的に進めていく必要があると考えております。これまでも、自転車や歩行者、車両の通行量や通学路の点検結果、さらに、周辺の状況などを総合的に勘案して、歩道整備を進めてきたところでございます。先ほども申しあげましたように、「いけるよ!徳島・行動計画」におきましても、幅3メートル以上の歩道整備を重点施策と位置付けまして、平成21年度から平成24年度まで、16路線の23か所におきまして、約30キロメートルの歩道を整備してきたところでございます。今後とも、学校周辺をはじめとした歩行者の多い箇所を中心といたしまして、計画的に安全で快適な自転車道と歩行者道の整備を進めてまいりたいと考えております。

達田委員

本当にぜひ早急に取り組んでいただけますようお願いいたします。私の住まいの近所は、自転車の指導啓発重点地区になっています。今日、警察の方はいらっしゃらないのですが、道が狭くて自転車が危ないのに、指導啓発だけされても、道を広げてから言ってくれという思いなのです。ですから、本当に安全な道路を造った上で、交通ルールが守れているかというところを指導するならそうしていただきたいのですが、やはり私は、安全な環境が先だと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

次に、県営住宅について、お尋ねします。今、県営住宅の申込みをされる方が非常に増えているのだけれど、なかなか当たらないという話をよく伺います。現在、障害者の方や高齢者の方、また、母子世帯等、一人親の方で、県営住宅に入りたいけれど、なかなか入れないという声がございます。その募集の状況、また、当選状況について教えていただきたいと思えます。

松井住宅課長

県営住宅における高齢者、障害者、一人親世帯等の申込みと倍率等についての御質問でございますけれども、平成24年度のデータでお答えさせていただきたいと思えます。平成24年度につきましては、総戸数146戸を募集させていただきました。そのうち、抽選で選

考する一般住宅は100戸でございます。もう一つ、抽選とは別に世帯の状況に応じて、先行で入居者を決定する優先住宅が46戸ございます。この優先住宅につきましては、障害者の方、高齢者世帯の方、一人親世帯の方を対象に選考を行うわけでございますが、この46戸に対しまして、応募世帯数は255世帯応募があります。255世帯の応募の属性を申し上げますと、身体障害者世帯が29世帯、精神障害者世帯が28世帯、高齢者世帯が99世帯、母子父子いわゆる一人親世帯が124世帯、多子世帯が12世帯となっております。それに対しまして、入居が決まった世帯は39世帯となっております。39世帯の属性を申し上げますと、身体障害者世帯が13世帯、精神障害者世帯が2世帯、高齢者世帯が13世帯、母子父子一人親世帯が15世帯、多子世帯が3世帯となります。今、申し上げた属性別の世帯を足し上げますと、39世帯にはなりませんけれども、重複して世帯カウントしておりますので、御了承いただきたいと思っております。

以上でございます。

達田委員

希望者にとっては、本当になかなか当たらない、宝くじに当たるような感じだと思うのですが、倍率5倍強ですね。現在、若くて低所得の方も多し。それで、離婚をされてシングルマザーになった方のお話を次々とお聞きするのですが、やはり住まいに困っておられる方が多いのです。でも、県営や市営に申込みをしてもなかなか当たらないということで、高い家賃もなかなか払えないし、一体どうしたらいいのでしょうかという御相談も、今、多くなっております。恐らく私のところに来る方よりも、県やそうした窓口のほうが、ずっとたくさんそういったお話を聞いていると思うのです。ですから、このような実態をみましたら、やはり県営住宅は、低廉な家賃で、福祉に貢献するという役目がありますから、そういう住宅をもっと増やしていくべきではないかと思うのですが、現在の県営住宅の戸数について、そして、これから先、増やしていく計画があるのかどうかについて、お尋ねします。

松井住宅課長

県営住宅の管理の戸数と、今後の動向についての御質問でございます。まず、公営住宅につきましては、住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃の賃貸住宅を供給することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進を図ることを目的とし、国と地方公共団体が一体となって供給をしております。県はこれまで、市町村が公営住宅や改良住宅を供給する一方で、都市間移動の受け皿として、また市町村営住宅の補完として県営住宅の供給を行ってまいりました。その結果、本県の公営住宅、改良住宅は、平成24年度末現在において、県営住宅が4,984戸、市町村営住宅が1万5,368戸と、計2万352戸を管理しております。高齢社会となり、高齢者世帯が増加するとともに、社会の多様化により、一人親世帯が増加する中、住宅の確保に配慮を要する世帯の対応として、県営住宅の役割は、引き続き重要なものと考えております。住宅の確保に配慮を要する世帯への対応としまして、高齢者世帯については、単身世帯でも入居を可能とするとともに、高齢者世帯や一人親世

帯など特に配慮を要する世帯については、県営住宅の募集の際、公開抽選による一般住宅とは別に選考による優先住宅の枠を設け、さらに、優先住宅の入居希望者は、同時に一般住宅にもあわせて応募できることとし、入居機会の確保を図っているところでございます。県営住宅のストックにつきましては、県の財政状況が非常に厳しい中で、今後、減少していく人口、世帯動向を見据え、市町村との役割分担や応募倍率の推移を踏まえながら、適切に管理を進め、年4回の募集を通じて、県営住宅の供給を行ってまいりたいと考えております。

達田委員

それで、県営住宅の戸数を増やすのかどうかということでお尋ねしたのですが、それについてはいかがでしょうか。

松井住宅課長

県営住宅の管理戸数につきましては、県の財政状況が非常に厳しい折でございます。また今後、人口、世帯とも減少する動向がございます。そういった中で、応募倍率の推移を踏まえながら適切な管理戸数を確保してまいりたいと思います。

達田委員

増えるのか減るのか、よく分からなかったのですけれど、先ほどお答えいただきまして、優先入居の方で応募数が255ということですが、一般の募集も含めて応募は全体で幾らあったのでしょうか。

松井住宅課長

応募世帯数でございますけれども、優先住宅は、先ほど申し上げたとおり255世帯でございます。一般住宅につきましては552世帯の応募がございます。先ほどの答弁の中で、一般住宅との併願ができると申し上げましたので、その併願を除いた世帯数で申し上げますと、トータルで597世帯、一般と優先全てに対して597世帯が応募をさせていただいております。

達田委員

一般にしる優先入居にしる、相当な競争ですよ。なかなか当たらない。それと、市営住宅の場合もお聞きしてみましたら、やはり同じような状況なのですよ。何回も何回も応募して、初めて当たったという方もいらっしゃるし、全然当たらないという方もいらっしゃるし。中には本当にまぐれのような感じで1回で当たったという方もいます。けれども、これは本当に応募に対して僅かな方なんですよね。ですから、今、人口が減っていくからということをおっしゃいましたけれども、今の若者たちが、非常に低所得になって、非正規の労働者が増えている中で、家を建てようなんてなかなかできません。低廉な家賃の住宅が供給されることが一番望まれているわけなのですよ。その中で、特に母子家庭でい

いますと、仕事がない無職という方もたくさんいらっしゃいますし、仕事を持っていても年収が200万円以下という方が半分以上なのです。それで、子育てもしていかないといけないという非常に大変な生活をしているわけなのです。それで、住宅に困窮をして、普通のアパートを探しても5万円や6万円が普通なのですよね。2万8,000円の家賃の所なんか、探してもほとんどありません。そういう状況ですので、やはり県営住宅の役目というのは、小さくなるどころか、ますます重要になっていると思います。ですから、戸数を減らしていくのではなくて、やはりもっともっと増やして窓口を広げていくという対策をとっていったら始めて低所得者対策になると思うのです。今回、知事が、生活保護対策で就労支援も一緒に行うということもおっしゃいました。それはそれで歓迎することなのですけれども、やはり住宅政策そのものも一緒にしないと、住宅と就労、そして子供たちの教育という三点セットをぜひ一緒にしていただきたいと思います。それで、私の要望は、公営住宅をもっと増やしてくださいと、もっと増やすべきではないですかという要点なのですけれども、その点について、どうお考えでしょうか。

松井住宅課長

県営住宅を増やしていくべきではないかということをございますけれども、人口減少社会を迎える中で、社会情勢の変化を踏まえつつ、住宅施策と福祉施策の連携をしながら、今、管理しております住宅施策を有効に活用し、引き続き管理してまいりたいと思います。

達田委員

増やしてくださいね。増えるか増えないのかきちんと分かる言葉で言ってくださいね。今の言葉では、人口が減ったから必要ないのかというふうにとれますよ。ですから、必要性は大きくなっているのですから、増やしていただきたいと申し上げて次に移ります。

住宅は住宅でも木造住宅の耐震化です。毎回取り上げておりますので、頑張ってくださいなのですが、本当になかなか浸透するのが難しいですよね。この前アンケート結果が報告されておりましたが、耐震診断を受けた方にいろいろお聞きしたら、ほとんどの方が高齢者の方なのですよね。70歳以上の方が53パーセント、60歳以上を含めると、87パーセントが高齢化されているということで、一人暮らしの方が17パーセント、夫婦だけの二人暮らしという方が40パーセントということで、半分以上が、高齢者の一人若しくは二人という状況なのですよね。そのような状況の中で、住宅の耐震改修が必要だと思っっている方が多いわけなのですけれども、なかなかできない。その理由は何かとお伺いしましたら、やはりお金の工面がなかなかできないということが、アンケートでもはっきりとしてきました。それで、このアンケートを踏まえて、県として、今後、どのように取り組んでいけるのか、お尋ねしておきたいと思います。

松田建築指導室長

ただいま、達田委員から、私どもで実施いたしました耐震診断を行った方に対するアンケート調査の結果について、御質問がございました。アンケートのとりまとめ結果により

ますと、委員からお話があったように、改修の意向はあるのだけれども、できない方を対象とした質問の中に、そのできない理由として、資金の問題を挙げられている方が非常に多いということです。現在、改修資金への補助につきましては、本県では、耐震改修支援事業を平成16年度から実施いたしております、平成18年度以降、全市町村で全国的にも高いレベルの最大60万円の補助が受けられるようになっております。また、事業主体となる市町村におかれましても、平成25年度は、平成24年度に比べ、1町増えた10市町村で、今年度、補助金の上乗せをさせていただいております。その補助金に加えまして、本県の政策提言により実現いたしました、耐震改修促進税制を活用していただくことによりまして、平均的な耐震改修工事費用のおおむね4割程度の公的助成が得られるものと考えております。

また、より少ない費用で耐震改修ができるよう、住まいの安全安心なリフォーム支援事業を創設をいたしまして、簡易な耐震化と併せて行うリフォームについても補助を行っていくところでございます。この事業につきましても、全ての市町村で、補助金の上乗せを実施していただいております。なお、今年度2町では、昨年度に比べまして上乗せの増額をさせていただくなど、県、市町村が協調して耐震化に取り組んでいるところでございます。

また、国庫補助金の引上げにつきましても、本年5月の徳島発の政策提言にも取り上げて、国に対して木造住宅の耐震化支援制度の拡充として、補助率3分の2となる地域の拡大を要望しているところでございます。今年度は、費用や工期の更なる低減を図るため、昨年度に開発をいたしました耐震建具とともに、これまで実施いたしております耐震シェルターや、1部屋補強についても安全安心なリフォーム支援事業の補助対象であることの周知に努めます。そして、さらに御利用いただきやすいよう、今年度の6月補正予算で、今、お願いをいたしておりますリフォームコンシェルジュ事業によって、きめ細かい情報提供や相談体制の整備を行いまして、できるだけ多くの方に、耐震改修を実施していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

達田委員

この耐震改修というのは、啓発が伴う事業ですので、非常に粘り強く根気のいる仕事であると思うのです。特に高齢者の方にその気になっていただくというのは、やはり非常に難しいと、私も感じます。アンケートほどたくさんの方にお会いするわけではないですけど、やはりお聞きしますと「歳をとっているので、もう構わない」、「津波が来て流されたらそれまでなので、そんなことまで考えられない」と、最初から諦めている方もいらっしゃいます。そのような気持ちも分からないではありませんが、やはり津波が来る前に逃げてもらわなければならないのでね。耐震改修をきちんとして、「家が潰れてしまったら逃げられないでしょ」というようなことも話をするわけなのですけれども、それと同時に金銭の心配があって、少ない年金で細々と暮らしているのです、なかなかそこまで手が回らないというのがやはり一番の理由だと思うのです。

実は、高知県にお伺いをいたしましたら、平成17年に、この耐震改修の事業が始まった

ということです。徳島県では、平成16年から始めまして、今までの累計が1,020戸くらいだったのですが、高知県では平成24年までで2,313戸となっているのです。最初、高知県もずっと少なかったのですが、平成22年、平成23年からどっと急激に増えております。具体的には平成23年度に660戸、平成24年度は611戸となっているわけなのですよね。ですから、何か原因があるのだと思いますので、原因を研究されていると思うのですけれど、それはどういう理由からでしょうか。

松田建築指導室長

お隣の高知県では、耐震診断から耐震設計、改修設計、それから実際の工事までを同一の業者さんが手がけていくという手法で、これまで耐震改修に取り組んでおられるということで聞いております。その中で業者さんの努力もあって、耐震改修戸数が伸びていると考えてございます。徳島県におきましても、耐震改修を進めるためには、耐震診断を受けていただいてから、改修にどうつなげていくかが非常に重要なポイントであろうと考えてございまして、市町村、関係団体とも協力しながら、耐震診断の受診者を対象にしました個別訪問も昨年度から新たに行っております。また、ダイレクトメールの送付など、今後とも耐震改修に向けて積極的に働きかけていきたいと考えております。

達田委員

高知県の例をお伺いしますと、やはり補助金、工事に関して、60万円というのは、徳島県と同じですよね。市町村の上乗せも30万円くらいで同じくらいですが、改修設計費の20万円が別枠なのですよね。ですから、その分が丸々90万円の工事費の補助ということで工夫をしておられると。ただ、お金が増えただけでは、それほど増えるところまでなかなかつながらなさそうなのですけれど、やはり先ほどおっしゃったように、地元の業者さん、また地元の方が中心になって周知啓発に回っておられるという、そういう工夫をされているということなのですよね。ですから、やはりいろいろな工夫をされて、地元の業者さんも潤う。そして、後々のことも安心してお任せできるという信頼関係がある方が回って行ってくれたら、耐震改修をしようかという気になる方がもっと増えるのではないかと思うのです。高知と言いましたら同じような条件の下にありますので、よいところは見習っていただいて、ぜひ徳島でもどンドンと増えていくように工夫して取組を進めていただけたらと思います。ぜひよろしくお願ひいたします。

あと一点構いませんか。雨が降ってきたので、どうしてもお願ひをしておきたいのですが、地元の岡川改修の件で、請願書も出ておりますので、内容をよく分かっていただいていると思うのですけれど、下から改修をしてくるとともに、上流部のほうでは雨が降る度に土が埋まる、また掘れてくるという状況で、そこにたくさん雑木が生えて、流れをせき止めるという状況が起きております。そして、その度に地元の方が「何とかしてください」とお願ひに行かなければ、危ない状況がなかなか解消されないのです。それで、岡川改修について、どのようなことがされていくのか、何年までにどこまでしようという目標で取り組んでくれているのかどうか、その辺りをお伺ひしたいと思います。

森河川振興課長

阿南市にあります岡川の河川整備の状況と、今後についての御質問でございます。阿南市にあります岡川につきましては、現在、旧の55号にかかっております清水橋から、下流のほう約1キロメートル区間を重点区間として整備を進めておるところでございます。現在は、その区間の残りの用地買収と工事を進めている状況でございます。今後、清水橋から上流の未改修区間につきましては、下流の重点区間の整備が終了後、整備に着手してまいりたいと考えております。それから先ほど、委員から御質問がありました出水する度に土砂が埋まるということにつきましても、地元の方の意見を聞いたり、県の職員のパトロール等によりまして、治水安全上、支障があることが確認できた場合に、できる範囲において、それに対応している状況でございます。今後ともそういったことは、してまいりたいと考えてございます。

達田委員

整備ができてない川ですから、どんどんどんどん土砂が流れ込んでくるということもありますし、それからどこの川もそうなのですけれども、柳のような木がたくさん生えて、水が出たら塞いでというのがありますよね。けれども、浚渫(しゅんせつ)につきましても、やはり、きちんと予算を確保してやっていきまないと、雨が降って大変な状況になったといっても、すぐに予算はないという状況で、なかなかかかってもらえないということがあります。やはり上流部は、毎回浸かっておりますし、ほかにも危ない川はたくさんあるので、そういった対応が即できるように予算を確保して、ぜひ力を入れていただきたいとお願いして終わりたいと思います。

岩丸委員

まずは、この2月の定例会で、県道21号神山鮎喰線の南馬喰草の改良工事の進捗状況等について、質問をさせていただきました。その中で、用地取得は完了した、これから鋭意仕事を進めていくという言葉いただきました。利用者の大変多い路線でもございます。一日も早い完成に向けて、今後とも、ぜひお願いしたいと思います。皆さん会う度に、「あの道、完成していつているなあ」と喜んでおります。非常に有り難く思っておるところでございます。どうぞよろしくお願いしたいと思います。なお、神山町の438号線や195号線といった国道や県道、石井から神山、神山・鮎喰線はそうですけれども、鴨島から神山、川島から神山、それから木頭から木沢に抜ける国道等もございます。課題いっぱいのでございますので、今後ともいろいろとお願いすると思っておりますけれども、どうか今後とも引き続いてよろしくお願いしたいと思います。

さて、今議会、我が会派の嘉見会長から老朽化対策ということで、特に橋梁長寿命化修繕計画ということについて、質問があったと思います。この計画書を拝見をさせていただいておるんですけれど、これによりまして、一応、平成20年度で橋長15メートル以上の橋梁664橋を対象としてということで、一応、平成20年度までに1巡目の定期点検が終わっ

て、本年度、25年度は2巡目の最終年度となっておりますが、現状を御説明いただけたらと思います。

久保予防保全担当室長

橋梁長寿命化修繕計画の現状についての御質問でございます。高度経済成長期に、多数整備されました橋梁をはじめとする社会資本ストックが、今後、高齢化していくことが懸念されております。この課題に対応をするために、定期的な点検を基に橋梁の健全度を把握して、将来の劣化予測を行いまして、橋梁のライフサイクルコストが最小となるように、従前の対処療法的な修繕から、損傷の軽微なうちに対処する予防保全的修繕に転換する橋梁長寿命化修繕計画を策定して、維持管理コストの縮減や、安全信頼性の確保、予算の平準化を効果的に図っているところでございます。本県におきましては、先ほど委員がお話のように、平成20年度に橋長15メートルの県管理橋梁の点検が完了いたしまして、平成21年度に橋梁の長寿命化修繕計画を策定しております。その後も各橋梁の健全度を把握するために、5年に1回の定期点検を順次、実施しております。この点検結果に基づきまして、修繕計画を随時見直しながら、修繕工事を進めておる状況でございます。

先ほど委員からお話がありましたように、橋梁の点検の内容も、平成21年に、より詳細な点検ができるように、点検の要領を改訂いたしました。それで、平成21年度から2巡目の定期点検をしておりまして、今年度には完了する見込みとなっております。それに基づきまして、また新たな修繕計画を策定することを考えております。

岩丸委員

この修繕計画の中で、通常点検と定期点検と異常時点検と3種類の点検があるということで、3ページにございます。定期点検は、5年に1回ということでありましてけれども、この点検の方法について、通常は、日常的な道路パトロールの際に実施する遠望目視点検ということなのですけれども、定期点検については、目視だけですか。少し古いのですが、例えば、シュミットハンマーでたたいたり、そういうことまではしないのでしょうか。

久保予防保全担当室長

定期点検の方法でございます。基本的には、近接からの目視、それとコンクリート等の劣化等を点検するというので、テストハンマーによります打音検査によりコンクリートの浮き等の有無を点検することもございます。

岩丸委員

例の笹子トンネルのような事故もありましたけれど、目で見ただけでは難しいかなと。橋梁にしても、ピアの基礎を見ていたら、これはというような箇所も時々見かけたりするのですが。5年に1回の定期点検時においては、ぜひ少しシビアな点検も、今後とも入れていただけたらと思います。そのような中で、私の話を持ち出して恐縮なのですが、県内にもたくさんあるかと思いますが、ちょうど神山町は、町の真ん中に鮎喰川が流れてお

りまして、その北岸と南岸に幹線道路であります神山石井線、神山鮎喰線という2本の県道が走っています。これをつなぐ橋梁が架かっているわけなのですが、特に使用頻度の高い橋が三つございまして、一番奥の橋梁は寄井橋とあって、12番札所に入っていくので、観光バスもよく通るといふこともあるのでしょうか、先ほど言われておりました修繕工事が行われておるといふことなのですけれども、この下手の橋梁については築年数が多分50年以上経っていると思うのです。そして、また、別の呼び方で「譲り合い橋」や「思いやり橋」といふことで、普通車が対向できないと、こういう橋でもございまして。そういったことで、例えば、このような橋については、2本ともとは言いません、少なくとも1本は、その道路線形等々を考慮していただいて、修繕というよりは架け替えも選択肢の一つにぜひ入れていただきたい。例えば、そういう大きな災害があったときに、両方から車が突っ込んできたら、もうその橋は使えなくなるということもあって、非常に危険が伴うこととなります。そのようなことで、ぜひそれも選択肢に入れていただきたいと思うのですけれども、この点についてはどうでしょうか。

神野道路整備課長

阿野橋、行者野橋の対策についての御質問だと思います。委員がおっしゃいましたように阿野橋につきましては昭和4年、行者野橋については昭和36年の供用開始ということで、いずれも完成から50年以上経過した橋梁でございます。この2橋につきまして、昨年度、平成24年度に定期点検を行いました。この結果を、今年度見直しする修繕計画に反映することとして、今後とも計画的な修繕等により、安全の確保を図ってまいりたいと考えております。さらに、阿野橋につきましては、実は、平成8年度に架替え計画を策定しまして、用地取得等にも着手しておりました。平成17年まで事業をしておったところでございすけれども、その後、用地取得の難航でありますとか、予算等の状況もございまして、その後は、実は、神山鮎喰線の養瀬工区や、先ほどお話がありました南馬喰草地区の県土整備を重点的に進めてきたところでございます。さらに、行者野橋につきましては、取り合い道路の整備等々もあわせまして、道路の概略設計を行うなど、新しい橋の架橋位置も含めて検討を進めてきたという経過がございます。これら橋梁の架け替えにつきましては、神山鮎喰線、先ほど申し上げました南馬喰草地区の現道拡幅をはじめとする周辺道路の整備状況など、道路予算の状況とも勘案して、今後、整備時期につきまして、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

岩丸委員

非常に有り難い御答弁をいただいたと思っております。そういったことで、今後ともその2橋についてもお願いしたいと思っておりますが、こういった所はほかにも県内各地にあるのではないかと思いますので、優先順位もあろうかと思っておりますけれども、いろいろ検討を加えていただいて、架け替えないといけない所は、多少金がかかるでしょうけれども、架け替えていただくということも選択肢の一つとして、ぜひ、今後とも整備を進めていただきたい

いとお願ひして質問を終わります。

重清委員

今日は、席順ですっと質問してまいりましたので、私が最後かなと思って質問いたします。午前中に川端委員から空き家対策についての質問がありましたが、県が代執行ができるということで、今までの空き家に対する代執行の実績はどのようになっていますか。

松田建築指導室長

県が建築基準法に基づく代執行をした実績があるかという御質問でございますけれども、これまで実績はございません。

重清委員

午前中の議論ではできるということですね。今までは、市町村が空き家対策をしていたのですが、県ができるのであれば、今後、県がする予定ですか。空き家が地震のときに倒れて県道を塞いでしまうような所が対象となると思うのですが、今までは市町村が、それぞれ自分のところであるのかと思っていたのですが、今朝聞いたところでは県ができるということであれば、していただけるのですか。

松井住宅課長

空き家の対策に当たっては、まず、その所有者が当事者になります。当事者となる所有者に対して、空き家の状況に応じた、きめ細やかな対応が必要になってまいります。そういったきめ細やかな対応ができるのが、やはり住民に最も身近な自治体である市町村だと思います。その中で県としては、市町村の取組をしっかりと応援をし、その上で、建築行政の主管をしておりますので、その立場でできる権限を行使してまいりたいと考えております。

重清委員

いや、それならばしないということでしょう。所有者が分からないから市町村も皆、苦労しているのです。みんな都会に出て行って所有者がいない状況に苦労しているのです。だから、県がそれをするのであれば、システムか何かを作ってお示してもらわなければ、今の状況ではしないのかなと感じたのです。

松井住宅課長

代執行は、最後の手段だと思います。最後の手段は、当然権限としてございますから、対策の一つとして取り組んでいく必要があると思いますけれども、その前段階で踏むべき方法は、いろいろございますので、まず、そういったことをしっかりと取り組んだ上で、最終的には、代執行も視野に入れてまいりたいと思います。

重清委員

ですから、その市町村との話で、今、県がここをどうこうしろと言っても所有者が分か

らないと手が出せないという事情も分かります。ですから、やはりいろいろなシステムと結ぶべきではありませんか。例えば、市町村が、相続人等の住所までは調べてきますということで、ここまでしてくれたらあとは県が代執行をやりますと。いろいろ条件があると思いますけれど、その辺りをきちんと分かるようにやってくれないと。確かに空き家は多いですよ。それは県道あり、いろんな所ありますから。その辺りは、やはり県道は県がする、町道は町がすると。国道は国で恐らくできるんでしょ。そういうのをきちんと区切って、今までであれば、市町村が全部それをやっていたはずですので、その辺りが今年度からは変わると。空き家に対しての代執行も含めて動いていただけますか。

松井住宅課長

空き家については、先ほど委員からお話ございましたとおり、所有者の特定等が難しいという問題がございますが、県若しくは市町村のほうで、誰が所有者かという状況をつかんでいる場合もございます。そういった意味で、県と市町村がしっかり連携をとって、その空き家の情報を共有することが大事だと思います。それを踏まえた上で、県と市町村が空き家情報をきちんと共有した上で、どのように対応していくのかということで連携しながら、県としては補完ではありますけれど、建築行政の立場から、指導や命令、代執行など、他の権限もございますので、そういった権限も取組の一つとして、しっかり対応してまいりたいと思います。

重清委員

しっかりと対応していただきたい。市町村が一番望んでいるのは、補助金を上げてほしいということだと思いますけれど、こちらについても検討していただきたい。

先ほど、住宅関係と言っていたのですが、田舎でも母子家庭や低所得者が増えている。けれども県営住宅はありません。増やすのであれば、規定などがあると思いますけれど、今度、見直しをして郡部にもできるようにしてください。今まで県営住宅があるのは都市部だけです。それ以外の所は全部市町村がやっているのです。うちの市町村ではできていないのですよ。そんなことをするのであれば平等にしてください。道路も付けてください。住宅もしてください。企業誘致も大方、都市部でしょう。うちがほしいのは、本当は道路です。住宅までは言わないけれど、道路をしてほしい。けれども、こういったことを何度もお願いして、やってくれるのであれば、住宅関係も少しは考えてください。そこは少し言っておきますけどね。

松井住宅課長

公営住宅は、住宅の困窮する方に対して提供している住宅でございます。事業主体としましては、県と市町村それぞれでございます。ベースはやはり、その市町村が、身近な自治体として公営住宅を供給してまいりました。県は、どのような役割を果たしているかと申し上げますと、県内の都市間の移動の受け皿として又は市町村営住宅の補完として、県営住宅の供給を行ってきたところでございます。県営住宅の不足につきましては、先ほどの

答弁の中でも申し上げましたが、県の財政状況や今後の人口状態等も踏まえて、必要な整備管理を行ってまいりたいと思っておりますので、御理解をいただけたらと思います。

重清委員

もう次の質問に移ります。朝と昼、部長が濁水の件で、何パーセントと早い報告をしていただいたのですけれど、昨日から県西部と県南部は洪水警報、大雨警報が出ております。今の気象予報では、雨量も250ミリを超しております、それだけ降ったら恐らく洪水するだろうという状況だったのですが、それについては、今は治まっているようです。あまり大雨ではないということで大丈夫かなと思っておりますけれど、今、河川がどのような状況になっているのかを聞いても、水が多かったとか、今は引いておりますというような報告になっていますよね。先ほどの貯水率であれば60何パーセント、40何パーセントと、きちんと出るのですが、河川の監視についてもこのような方法をとっていただけませんか。

数年前、橋脚の下へ何メートルというのを表示してもらって、きちんと分かるようにできているのですけれど、あれを利用して何時にどこまで水位が来ていたというシステムを作ってもらえませんか。川に見に行くと、いつまでたっても水が多いとか、水が少ないということでは。あの表示によって、何分でこれだけ増えたというなら対応もできるし、ここより低い所は危ないということで、そこに来る前に対応することもできます。そうしていただけないと、今、ゲリラ豪雨でこちらでは降っていなくても向こうでは降っているというような状況もございます。例えば、昨日、徳島市ではあまり降っていませんでしたが、県西部と県南部では雷を伴った大雨が降っていました。このことから分かるように、今後、もう少しあれを利用して、監視体制を報告していただけませんか。

森河川振興課長

洪水時の河川の状況の把握についての御質問でございます。現在、河川の洪水時等々の水位につきましては、主要な河川に水位計を設置してございまして、その水位データにつきましては、ホームページ等で公表をさせていただいております。例えば、1時間ごとにそのデータを更新して、一般の方でも御確認いただけるようなことにしております。以上でございます。

重清委員

河川は1級河川、2級河川と、たくさんありますけれど、水位計については、どこまでできているのですか。

森河川振興課長

今、水位計というお話がございました。少しお話が違うかも分かりませんが、県におきましては、水防警報河川というのをしております。現在、県で管理している河川のうち、16河川におきまして、その指定をしております。例えば、徳島市内でございますと、飯尾川でありますとか、鮎喰川、園瀬川あるいは県南でいきますと日和佐川、海

部川などがこれにあがってございます。以上でございます。

重清委員

河川は恐らく大分あると思うのですが、そのうちの15でしょ。していない所については、そうして橋脚にメーターみたいなのを付けてもらっているのです。県土整備部で、あれを利用してくれませんかという話です。若しくは、付いてない所に水位計を付けてくれるということでもかまいませんけれど。それで言っているのですが、お願いをすれば、水位計を付けてくれるのですか。

森河川振興課長

すみません。水位計の設置場所等について、今、手元に詳しい情報がございませんけれども、その件につきましては、また後で御説明させていただけたらと思います。

よろしくお願いいたします。

重清委員

分かりました。次に、先ほども達田委員さんからも言われた通学路。これについては、今、歩道のことを言っていたのですが、私の住んでいる地域では通学路の木や草が、今年は、国道にしても県道にしても、少しも刈れていないのです。今、家から県庁まで90キロメートル近く通っているのですが、全然刈れていない状況です。県はどのような体制をとっているのか。これは言わないと刈らないのか。1回、中学生や高校生が自転車で通っている通学路に行ってみたらどうですか。通学路と言っても、下に降りても危ないから、みんなどんどん中央線に寄ってきていますよ。それほど生えてきています。道路の管理は、一体どのようになっているのか。どういう体制で毎年維持管理をしているのか。

久保予防保全担当室長

県管理道路の、特に除草、修繕についての御質問でございます。除草につきましては、道路の通行の支障になる所や地元から、要望のある箇所などにおきまして、まず、道路作業班によります直営作業、さらには、業者による業務委託、それと、もう一つは、管理共同型維持管理システムによる事業によりまして、年1回から2回、刈るようなかたちで実施しております。

重清委員

今、草を刈ってもらうためには、最初に言ったように要望しないといけないというシステムになっているのですか。それ以外にあるのであれば、どのようにして刈る所を決めて実施しているのか。

久保予防保全担当室長

草刈りの基準につきましては、交通量や周辺の状況等を勘案して、その頻度等を検討しながら実施しております。

重清委員

ですから、この草が少しも刈れていないではないかと。何か月も刈っていないから、県道にしる国道にしる、通学路といっても、自転車が通れないほど草が生えているではありませんか。どんどんどんどん草が出てきているのに、そのままではないか。分かっているも刈っていないのかという話ですよ。頻度とか危険度とかいうのだから、何年も刈っているはずですし。でも、今、刈っていないのは、どういうことなのかということです。7月から刈る予定ならそれでもよいのですが、要望しないと刈らないのか、その辺りが分かりにくい。

神野道路整備課長

特に、今おっしゃっているのは、国道193号ですか。それから南の道路の除草についてなのですが、私が2年前に美波庁舎の次長をしていたときの経験で言わせていただくと、たしか、あの周辺の路線については、区分を大体決めまして、年に1~2回除草をしている。今、要望がないと刈らないのかという話だったと思うのですが、年度当初にまとめて発注しまして、もう6月に入っておるのですが、6月から7月くらいに、少なくともお盆までには1回刈ると。それから、もう1回、冬の前くらいに刈るような状況で推移しておったように記憶しております。今年、それが発注できているのかどうかは、よく確認してないので、それはまた確認させていただきます。

重清委員

では、確認してください。毎回も言っているけれど、国道55号や193号も同じで、草だらけ。また国土交通省にも言っておいてください。それからその辺りの県道も、本当に1回見てくださいと言っているのに。毎年、分かっている分かっていると言いながら、刈らないときがあるではありませんか。これは、分かっていないということでしょう。どのような基準で刈るのか、本当にきちんとしておいてもらいたい。自転車で通れないし、お遍路さんも、みんな歩道を通れないから、全部下を歩いているのですよ。それを見ておいてください。ちょっと行ってください。危ないです。カーブになっている所だって、ガードレールも全部隠れていますから。その辺りの管理をもう少ししていただきたい。お願いいたします。

新居高規格道路課長

直轄道路の状況について、御報告いたします。

実は、この季節になりますと、草がたくさん生えている。特に中央分離帯に生えているという苦情が、我々のところにも直接届いております。直轄道路の状況でございますが、県南の55号、北に向いての11号、192号と、結構、管理延長が長いのですけれど、それで今年度どうするんだということで、地元にある国の河川国道事務所に照会をいたしております。それで、回答をいただいております。最近、維持費が大分減っておるということ

で、御迷惑をかけておるといふことですが、盆までには、1回通り何とか刈れるように頑張るという回答をいただいております。以上です。

寺井委員長

重清委員を応援するわけではないのだけれど、小学生などが通学するときに、県道だったりする所に、草が生えていたら朝露で歩けないんだよ。足元がびしょ濡れるのですから。小学生は、7時頃にはもう出ているから、露が切れなかったら本当にびしょ濡れになるのです。だから本当に、重清委員が言っているその辺りは、よくパトロールの車があるのだけれど、きちんと管理していかないと、皆さんに迷惑がかかっていますよ。

重清委員

委員長にもお助けいただきまして。車の通行量もそうですけれど、一番の優先順位は、通学で子供たちが歩く所です。自転車で行く所です。それを先にしてほしいのです。それをしないから、これは危ないなというのが分かるのです。そこができていません。私が住んでいる地域には、高校は一つです。中学校もほとんど減って、小学校も減ってきております。子どもたちが一番よく歩いている通学路はどこなのか、聞いたら分かるでしょ。まず、それが一番の優先順位ですよ。それをやっていただきたい。その中でも、国道はスピードが早いから危ないではないかと。これも早くしないとイケないということです。やはり、国に対しても陳情はしてほしいし、これに対するお金は、昔は、県も出していたけれど、たしか、1回変わって、今は国だけになっているのですよね。そういう話でお願いしないといけないと思いますから、その辺りを早急にきちんと調べてください。盆までにと言っても、今、通学しているのですよ。実際、本当に生えている。

神野道路整備課長

委員長からも先ほどお話がございましたように、通学路にかかっているという御指摘も受けました。庁舎とも十分連絡を取り合いました、優先的にするべき場所をきちんとピックアップして、できるだけ早いうちに対処できるように対応してまいります。

重清委員

よろしくお願いたします。

最後に、海部道路について。午前中も児島委員から言っていただきましたけれど、やはり道路は必要なのですよ。「公共事業は悪だ」などと、いろいろと言われますが、海部郡の人たちは、道路は必要だ、絶対必要だと言って、毎年のように大会を実施してきて、やっと今、調査、概略設計をすところまできたのです。去年の知事の陳情でも、何としても事業化できないかと一生懸命要望してきたのですが、今回は、これをどのように進めていくのか。今、まだたくさん段階があるようですが、早く動かしてほしい。というのが、結局、津波のときであれば、まだ浅川から牟岐までの所は止まってしまおうでしょ。今日のように300ミリも降れば。日和佐の旧の国道は止まりますけれど、日和佐道路がつかまし

たので、いつでも帰れると本当にうれしく思うのですけれどもね。ただ、津波の警報が出たら止まると。そのときは、あの山道を帰らないといけないというのでは、やはり危ないです。そのために道路が必要ですので、今年度は、これもう少し見えるかたちにしてほしいなど。防災拠点やなんやと言いますけれど、先ほども言っていたように、道路があれば、それで大丈夫なのですよ。はっきり言ってそこにみんな逃げたら大丈夫なのですよ。これを何とか一番にしてもらえないかというのが、本当の思いです。その辺りの今年度のシステムというか、やる気というか、どういった方向で進めていくのかについて、お伺いいたします。

新居高規格道路課長

海部道路の今年度の進め方について、御質問をいただいております。

御承知のとおり、海部道路については、ようやく牟岐から一部、高知県野根までですが、計画段階評価を進める調査箇所として認められたということで、今、そのための準備をいろいろしているところでございます。計画段階評価というのは、新しい言葉でなじみがないため、冒頭説明させていただきますと、これは、国の直轄事業でございますけれども、その効率性や実施過程の透明性を、より一層向上させるため、計画段階から事業の必要性や内容、そうした妥当性を検証するという、新たに出てきた事業評価の手続きでございます。昨年12月に実施要領ができたばかりでございまして、今年度から本格的に実施されるということで、海部道路の計画段階評価につきましても、初めて適用される事業の一つとなってございます。それで、何が新しいかといいますと、やはり、国で粛々と、中で計画自体は作れるわけでございますけれども、従来ですと、そのまま進んでいたのですが、節目節目で、地域の住民の皆様方の意見を聴取する。例えば、アンケートを取ったりして、いろいろといただいた意見を踏まえて、内容等の調査検討を行い、その結果につきましては、社会資本整備審議会、道路分科会、四国地方小委員会といった学識経験者からなる委員会を作りまして、そこに諮って、一応、了解をもらって、次のステップに進むというのが新しいところでございます。それから計画段階評価を進める調査箇所として採択されまして、今、国が何をやっておるかということでございますが、概略のルートであるとか、構造の検討でございます。概略のルートということで、どのくらいの縮尺でということになりますと、縮尺的には結構大きいというか、例えば、5万分の1程度の、地図に近いようなかたちでルートを検討するということです。それで、ルートの幅自体も1キロの幅をもたせておるということで、まさに概略のルートであります。ということで、県では昨年3月に、津波を回避できるようなルートを基本的なコンセプトとしまして、国に提案をしております。これもかなり大ざっぱといえれば大ざっぱな概略のルートでございますけれども、国にとっては、かなり参考になるのではないかとということで、今、作業を鋭意進めていただいております。それで、計画段階評価の過程で、先ほど御説明しましたように、地方小委員会に2、3回かける必要がございますので、まず、1回目の小委員会にできるだけ早くかけてもらえるように、我々も最大限、国に協力してまいりたいと考えております。当面の作業としては、そのようなことを考えてございます。

重清委員

今回、海部道路で概略ルートが出たということで、これには東洋町も入っております。運動は海部郡と安芸郡とやっているが、国のシステムが分からない。高松市についてはできるだろうけれど、高知県と徳島県との境については、両方の事務所でどのようにやっていくのかというのが分かりにくいのですけれどね。

新居高規格道路課長

まさに今回、調査場所として採択された区間が、県をまたいだ状況になってございます。徳島県におきましては、当然、徳島河川国道事務所というのがございまして、高知県のほうにも道路を所管している事務所がございまして、その辺りは、双方がすりあわせをしながら計画をブラッシュアップしていくと聞いております。

重清委員

海部道路については、参議院が始まってからいろいろと、ある党ではもう一番に、選挙公約に、防災対策で海部道路の事業化と書いておりますので、県もやはり、事業化実現に向かって、一日も早くできるように取り組んでいただけるよう強く要望して、今日は終わります。

寺井委員長

他に質問はございますか。

それではこれをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました県土整備部関連の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、県土整備部関連の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号、議案第9号、議案第11号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配付しております請願文書表を御覧ください。

始めに、請願第2号「徳島県南部健康運動公園について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

中内県土整備部長

徳島県南部健康運動公園につきましては、これまで野球場、多目的広場、テニスコート8面等の施設を順次、供用するとともに、引き続き、南海トラフ巨大地震等に備えた、防災拠点としての機能強化を図っているところであります。

陸上競技場につきましては、その整備手法について、十分検討するとともに、地元阿南市やスポーツ関係団体の御意見をお聞きし、取り組んでまいりたいと考えております。

寺井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは意見が分かれましましたので、起立により採決いたします。

お諮りします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第21号「県管理河川「岡川」の改良・改修工事について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

中内県土整備部長

岡川は昭和46年度から阿南市道文化橋から上流約3.4キロメートル間の河川改修に着手しております。清水橋上流から県道羽ノ浦福井線西方橋の間につきましては、本格的な改修工事に着手するまでの対応として、現地の状況を十分把握した上で、治水上支障となっている場合には伐木や浚渫等の対応を行ってきたところであります。

岡川は改修延長が長いことから、早期に改修効果を発揮させるために、文化橋から国道55号清水橋までの約1キロメートル区間を重点区間として集中的に整備を進めているところであります。

清水橋上流部の改良・改修工事につきましては、下流部の整備に引き続き「多自然川づくり」を基本として整備を進めることとしております。

今後とも地元関係者の御協力を得て、早期整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

寺井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

意見が分かれたので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第23号「卯辰トンネル(仮称)建設の早期実現について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

中内県土整備部長

主要地方道徳島北灘線、県道41号、大麻町桧から北灘町折野間につきましては、北灘町折野で改良事業を進めており、今後とも早期完成を目指し、整備促進に努めてまいります。

また、卯辰トンネル(仮称)につきましては、残る未改良区間の整備状況や道路予算の状況等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

寺井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは、意見が分かれたので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第27号「一般県道大京原今津浦和田津線の自歩道(通学路)の設置について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

中内県土整備部長

県道大京原今津浦和田津線の阿南市那賀川町江野島から小松島市坂野町の間につきましては、一般国道55号と並行し、地域の方々の生活道路としての役割を担っています。

今般、陸上自衛隊徳島駐屯地が、那賀川町小延地区において、平成24年3月に開設されたところであり、当該路線の自歩道の設置につきましては、今後の道路交通量の動向や道路予算の状況等を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

寺井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件はいかがいたしましょうか。

(「採択」と言う者あり)

(「継続」と言う者あり)

それでは、意見が分かれたので、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

本件は継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本件は継続審査とすべきものと決定をいたしました。

次に、請願第43号「中島港浚渫及び廃船除去について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

中内県土整備部長

中島港の浚渫につきましては、平成24年度から航路の一部の浚渫を行ったところであり、今後も引き続き計画的に実施することとしております。

当該船舶の撤去につきましては、所有者が確認できたものについては指導を行い、撤去されております。また、その他のものについては、管理者において、港湾法に基づく簡易代執行の手続を行った上で撤去することとしております。

寺井委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

(「採択」と言う者あり)

それでは、本件については、採択すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本件は、採択すべきものと決定いたしました。

それでは、これをもって請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

採択とすべきもの(簡易採決)

請願第43号

継続審査とすべきもの(起立採決)

請願第2号、請願第21号、請願第23号、請願第27号

以上で、県土整備部関係の審査を終わります。

次に、お諮りいたします。

委員長報告の文案は、いかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」と言う者あり)

それでは、そのようにいたします。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしましては、7月31日から8月2日までの3日間の日程で、港湾、ダム、高速道路などの整備状況等を調査するため、関東方面の関係施設等を視察したいと考えておりますのでよろしくお願いたします。

次に、当委員会の閉会中継続調査事件についてお諮りいたします。

お手元に御配布しております議事次第に記載の事件については、閉会中に調査することとし、その旨、議長に申出いたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。(15時04分)